

レジャー・レクリエーション研究

第78号

<評論>

RecreologyとRecreationistの思考

鈴木秀雄 3

<日本レジャー・レクリエーション学会第45回学会大会 基調講演 於：武庫川女子大学>

レジャー・レクリエーションに求めるもの、求められるもの

～福祉・教育・地域活動の視点から～

築山 崇 7

<日本レジャー・レクリエーション学会第45回学会大会 シンポジウム 於：武庫川女子大学>

地域が生き活きするレジャー・レクリエーションの可能性

コーディネーター：涌井忠昭

シンポジスト：永田真一・寶田 穂・マーレー寛子・小田原一記 19

<日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規程他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 投稿規程・原稿作成要領・投稿票>

日本レジャー・レクリエーション学会

2016年3月

「日本レジャー・レクリエーション学会賞」

候補者推薦のお願い

日本レジャー・レクリエーション学会
学会賞選考委員会委員長 浮田 千枝子

本学会では、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として、「平成 28 年度日本レジャー・レクリエーション学会賞（第 9 回）」を選考・授与致します。

つきましては、下記の 4 つの賞・部門について、学会賞候補者の推薦を受け付けます。学会賞候補者を推薦する会員は、「日本レジャー・レクリエーション学会賞規程」および「日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規」をよく読んだうえで推薦書を作成し、必要書類等を揃え、学会賞選考委員会事務局宛に提出いただくようお願い致します。

提出締め切りおよび提出先（学会賞選考委員会事務局）については、本年 5 月下旬を目途に学会ホームページ（<http://www.jslrs.jp>）にてお知らせします。

なお、学会賞に関する「規程」および「内規」、推薦書の様式、必要書類及び部数につきましては、学会ホームページに掲載しています。推薦者は学会ホームページを参照の上、提出いただくようお願い致します。

推薦の対象となる賞・部門は、(1) 学会賞、(2) 研究奨励賞－論文部門、(3) 研究奨励賞－一般発表部門、(4) 支援実践奨励賞、です。各賞・部門の概要は下記の通りです。

「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去 3 年度以内（平成 25、26、27 年度）に発表された、学会誌『レジャー・レクリエーション研究』およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、『レジャー・レクリエーション研究』以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者（ファースト・オーサー）のものに限る。

「研究奨励賞－論文部門－」の対象は、正会員である大学院生等の学生により、平成 27 年度に筆頭著者として発表された『レジャー・レクリエーション研究』の掲載論文とする。

「研究奨励賞－一般発表部門－」の対象は、正会員である大学院生等の学生により、平成 27 年度の学会大会において筆頭著者として発表された一般研究発表（口頭）とする。

「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。

*「貢献賞」は、学会理事会が選考します。推薦等の詳細については、学会事務局までお問い合わせください。

< 評論 >

Recreology と Recreationist の思考

鈴木秀雄¹

Consideration of Recreology and Recreationist

Hideo Suzuki, Ph.D.¹

レクリエーションが紡ぎ出すもの

本学会と筆者との関係は、学会第2回大会の発表からである。既に半世紀に及ぶ関係である。この間、米国フロリダ州立大学大学院での4年間の学びが存在する。留学手続きの連絡を取っているときには、大学院の専攻名は単にレクリエーションであったが、実際に入学する段になると、専攻名称が Leisure Services and Studies に変更になっていた。当時、全米レクリエーション教育者会議の座長であった Dr. Frances C. Canon からレクリエーションそのものを学ぼうと、フロリダ州立大学大学院に進むことを決めていたが、その名称変更がどのような意味であるのかを入学当初は知る由もなかった。

現在の自身のレジャー・レクリエーション観(論)は、米国留学の学びを基礎としながらも、その後の日本での学会活動を通して培われたことに疑いはない。

この名称変更については本学会においても同様で、1991年の函館において開催された学会大会での議論の深まりから、英語名では既に用語として、Japanese Society of Leisure and Recreation Studies と Leisure が組み込まれていることから日本レクリエーション学会となっている名称を、日本レジャー・レクリエーション学会と改称し、外国人のメンバーも会員に含まれるとすれば、英文名も正確を期すべきとの観点から、Japan Society of Leisure and Recreation Studies と現在の表記へと変遷してきた。

レクリエーションの定義としては、「単なる遊

びから創造的な活動までを含む一連の広がり (Spectrum) にあって、条件として：

- ① 確実に余暇に、また、余暇化された中でなされ、
- ② 拘束されることなく自由に選択され、
- ③ それ自体を、楽しむこと・面白さを味わうことが主たる目的

とした諸活動・状態の総体」であると理解されている。

本質的には「レクリエーションは、日々に寄り添う掛け替えのない、“とっておき”の楽しさおもしろさを求めて、豊かな“活動”、“生活”、“生き方”を紡ぎ出す」ものに他ならず、またそれらを紡ぎ出す力を有しているレクリエーションであることも確かであり、そのレクリエーションの知られざる力が認識されていないことも事実である。万人が実質的な日常生活の中では、レクリエーションを求めているにもかかわらず、その認識、状況、行為、活動をレクリエーションと表現(意識)していなくても、また、レクリエーションと理解していなくても、レクリエーション学 (Recreology) から捉えれば、実質的にはレクリエーション(活動)を日々求め実施し、したいという人としての欲求を有していることを意味している。実態はそうであっても、あえて日々に寄り添う掛け替えのない、“とっておき”の楽しさおもしろさを求めて、豊かな“活動”、“生活”、“生き方”の紡ぎ出しをレクリエーションとして表現、理解、意識、していないだけのことである。であるからこそ本質的なレクリエーションが何である

1 関東学院大学教授 Professor, Kanto-gakuin University
日本レジャー・レクリエーション学会会長 President, Japan Society of Leisure and Recreation Studies

かを社会に向けて解き明かし、レクリエーション再考を促す機会を学会から積極的に提示しなければならぬといえる。

Recreology と Recreationist の思考

如上のためにも、学会としての **Recreology** (レクリエーション学) を掲げ、それぞれの自身の専門分野において、レクリエーションとは何かを問われれば、明快に解説する姿勢をもって解き明かし、且つ、それでは、“あなたのレクリエーションは”、と問われれば、実生活の中では自然化 (**Naturalization**) されレクリエーションの実践を自らの生活の中に組み込んでいる **Recreationist** であることを伝えることができれば、この上ない真のレクリエーションの普及を推進する力を有する人材であることは言うまでもない。

ナチュラルリスト [**Naturalist**] とは、自然に関心をもって、積極的に自然に親しむ人。また、自然の動植物を観察・研究する人。自然主義者を意味する。翻って、レクリエーションリスト [**Recreationist**] とは、レクリエーションに関心をもって、積極的にレクリエーション活動に親しむ者、また、真のレクリエーションそのものの実践や研究 (= **Recreology**) をする者と理解してよい。レクリエーションをしっかりと理解し、豊かな生活の紡ぎ出しにレクリエーションを利用し・活用している者という意味合いである。

レクリエーションの身体的領域として、本質的なスポーツが内在するが、スポーツの意味は、身体領域を表現しているのであって、その傘の中(傘下)の種目を明示し、スポーツそのものは身体的領域であり、単なる種目の意味ではない。スポーツを傘と理解すればその傘下にさまざまな種目活動が展開されている。レクリエーションも然りで、レクリエーションそれ自体は決して種目ではない。明らかにレクリエーションの傘下に様々な活動が内在しているのである。例えば、“パチンコや競馬”が、レクリエーションか否か、ではなく、そのパチンコや競馬をその個人が、レクリエーションとして条件を満たした枠組みの中で行っているか否かであり、種目的な判断から、レクリエーションであるとか、ないとか、を判断することではない。そこにレクリエーションたり得る条

件が深く関係してくることになる。

本稿は、「現在のレジャー・レクリエーションそのものが、多くの場面で正しい意味で捉えられておらず、既成事実として現代社会の中で理解され使用されている現状のレジャー・レクリエーションに正邪の判断をしないことの善し悪しを説くことはともかく、いささかの疑問も持たないままにその存在を正しいものと受忍することもなく認識していることに強い危機感を持ち、本来のレジャー・レクリエーションの在り方に対する議論を〔学会においても〕活発にしていくべきであるという願いを持ったからに他ならない。」¹⁾

レクリエーションの本質的議論の中で、曖昧な概念や定義のもとで、レクリエーションを論ずることを避け、それぞれがレクリエーション論を有するとすれば、その論を広く議論する場としての機会を学会としても用意しなければならないといえる。

学会の共通言語である“レジャー・レクリエーション”の議論を通して、豊かなレクリエーション運動 (Movement) の展開と、現代社会に資するレクリエーション活動 (Activity) の活用を促していく必要があろう。

益々先の見えぬ時代の中にあって、先を見通す (Perspective) 姿勢、トゲトゲしい時代の中にあって、心豊かな、心根のやさしい本来の日本文化への回帰と共に現行規範からの転換 (**Paradigm shift**) を視野に、学会人として一所懸命な努力の中から、見えないものにも気づき、思わぬ素晴らしい偶然に出会ったり、予想外のを発見し、また、たゆまぬ探求から、新たな価値あるものを見つけだすことのできる **Serendipity** も可能となる。ふとした偶然をきっかけに、あなた個人に最もふさわしい幸運をつかみ取ることができるレクリエーションの発見により、“知られざるレクリエーションの力”の認識も生まれてくるに違いないであろう。

戦後、長い時を経て、日本の隅々にまで知れわたってきた「レクリエーション」という言葉は、その正しい概念が、時代の中で取り残されてきてしまい、身についている感覚 (理解) は、まさに動物の刷り込みのように変わることなくその人の中に生き続けている。旧態依然たる概念の払

拭には、何か大きなきっかけや、**Momentum** (勢い、推進力)が必要となる。刷り込み(**Imprinting**)とは、言うまでもなく、動物の生活史のある時期に、特定の物事がごく短時間で覚え込まれ、それが長時間持続する学習現象の一種である。

どこかで、レクリエーションという言葉と内容を漠然と提供され、その理解を感覚的に持ち続けているのだとすれば、レクリエーションの刷り込みの訂正をどこかで正しく認識し理解する機会の提供をしていかなければならない。

レクリエーション観の新生 (**Apoptosis**) に向けて

既に、刷り込まれている何十年も前の旧態依然としたレクリエーション観や概念から、未だに狭い領域に閉じ込められてしまっている今のレクリエーションを解き放し、正しい情報と理解による、レクリエーションの本当の理解のために、IT流に言えば、刷り込まれた記憶の書き換えでもある、既存のメモリー (記憶媒体) の「上書き保存」から始め、生物が有する細胞の自然死、即ち、個体をより良い状態に保つために積極的に引き起こされる管理・調節された細胞のプログラム化された細胞死 (**Apoptosis**) のように、古い殻からの脱皮や、変化ではなく、ヒトとしての進化として、その先にあるレクリエーションの新生 (**Apoptosis**) に繋げていかなければならない。

日々に寄り添う掛け替えのない、“とっておき”の楽しさおもしろさを求めて、豊かな“活動”、“生活”、“生き方”を紡ぎ出すことこそ、レクリエーションそのものであるという理解の刷り込みができるよう、社会の仕組みを変えていく試みを進める必要があるといえる。

今、社会が抱える多岐にわたる課題に対して、レクリエーションの価値論を積極的に明らかにし、その課題解決のためにもレクリエーションを役立てていかなければならない時代である。

戦後の荒廃した激動期に、社会経済の成長と同様の動きの中で、組合活動の一環としても組み込まれ目覚ましい発展・普及を遂げてきたレクリエーションであるが、過激な労働の対蹠要素としての存在でもあったレクリエーションも現代社会ではレクリエーションの捉え方も変わり、すさま

じいレクリエーションの発展期では、レクリエーションを吸い取り紙に乗せたように、あるいは乾いた土の上に流された水のように素直に吸収されていったが、レクリエーション環境を取り巻く諸条件の異なりの中で、白山源三郎のような **Movement** の展開を、また、三隅達郎のような **Activity** の普及にかけた強いリーダーシップが、逆に、今こそ必要な時代ではないかと痛感する。

個人の強いリーダーシップの発揮ができない難しい時代だとすれば、関係する多くの者が力を合わせて、新たなレクリエーションムーブメントを創造していかなければならない。

日本レジャー・レクリエーション学会 (**JSLRS**)こそが、その担い手としての役割を果たす時代が来ているのではないだろうか。

学会の基本は、個人の専門性や興味・関心からくる研究の自由度が最優先されるが、労働環境の厳しい中では、レクリエーション学 (**Recreology**) の確立よりも、レクリエーション運動 (**Movement**) が重要であると白山源三郎²⁾ が1949年に説いているが、時代が変わり非正規雇用などを含めた新たな労働環境の変容もさることながら、ライフスタイル (生活様式) の変容も相まって、白山源三郎が時期尚早と唱えた、レクリエーション学 (**Recreology**) を、今こそ、思考すべき時代であろう。

本学会に関連プロジェクトなどを立ち上げ、学会と社会とを繋ぐ研究を活性化し、多元的な視野でレジャー・レクリエーションを捉えていく試みも一考すべき事柄である。活発な議論を期待したい。

引用文献

- 1) 鈴木秀雄他「余暇における諸活動と法的課題」『ジュリスコンサルタス』第9号、関東学院大学法学研究所、2000年3月、pp.49-135.
- 2) 鈴木秀雄他「白山源三郎・三隅達郎に見る日本における初期のレクリエーション観～関東学院大学でのインタビュー (1980年1月13日)を中心に～」日本レジャー・レクリエーション学会第24回大会 (於：拓殖大学北海道短期大学、1994年9月10日～11日) 研究発表資料、pp.1-8.

<日本レジャー・レクリエーション学会第45回学会大会

基調講演 於：武庫川女子大学>

レジャー・レクリエーションに求めるもの、求められるもの
～福祉・教育・地域活動の視点から～

築山 崇¹

**shall seek to leisure and recreation, what is required
- from the point of view of welfare, education and community activities**

Takashi Tsukiyama¹

○茅野

それでは、ただいまより基調講演を始めます。

演題は「レジャー・レクリエーションに求めるもの、求められるもの～福祉・教育・地域活動の視点から～」。京都府立大学学長の築山崇先生にお越しいただいております。

築山先生の御紹介につきましては、弟子のマーレー寛子にバトンタッチいたします。

○マーレー

こんにちは。本日は京都府立大学の学長先生でいらっしゃいます築山崇先生に基調講演をお願いしています。

築山先生の細かいプロフィールは学会大会号に載っています。今、茅野先生がおっしゃったように、実は築山先生は私の恩師でございまして、博士課程の後期にお世話になりました。全く面識もなく、何のつながりもないところで、飛び込みでいきなりお手紙を書いて、弟子にしてくださいと飛び込んで行ったときに、懐の深い築山先生がいいよ、いいよと引き受けてくださいました。とても物静かで、優しい先生ですが、物静かで優しい顔をしながら、ジワッとプレッシャーをかけてくださったおかげで、何とか論文を書き上げることができました。

私が5年間の学びの中で、築山先生には国語の指導から始まり、文章を書くところから教えてい

ただきました。でも、いろいろなところで壁にぶち当たったときに、本当にある意味、分野が違うのですが、多くの壁のところで共通点を見出してくださいました。そして本当に深い造詣の中で、思考の中で、答えを出していく、つまり、私に考えさせるように導いてくださり、本当にものを考えることについて教えてくださいました。

その尊敬する築山先生が、現在、京都府立大学で学長先生になられて、本当に御多忙の中、今回、私たちの学会での基調講演に来てくださったこと、本当にうれしく思っています。今日、先生のお話を聞けることをとても楽しみにしておりました。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○築山

今、マーレーさんからジワッとプレッシャーをかける紹介をいただいた、京都府立大学の学長をしております築山です。今日はよろしく願いいたします。

学長は昨年度からですけれども、その以前から副学長など、いわゆる管理職に就くようになり、もう8年目になります。年々研究的な感覚が擦り減る一方で、今回のお話は、最初1年近く前にいただいたのですが、当初は何とか逃れたいと思っていました。しかしながら、マーレーさんの迫力に押されて、受けてしまったということで、いま



だに後悔しているのが正直なところです。

私の専門は社会教育分野、主として大人の学び、そして暮らしに関わる研究で、レクリエーションといいますが、今回の学会にお集まりの幅広い皆さんのご関心と何か重なるところもあるのではないかと思います。学会の基調という位置づけにはなかなか至らないかと思えますけれども、お話をさせていただければと思います。

スライドのタイトルの副題が違っておりますが、お手元の冊子の概要をお届けしましたのが実はもう2カ月近く前になります。その後、あれこれ考えているうちに、今日の「楽しさを追求するという発想」という副題にさせていただきました。

私、社会教育、成人の学びが研究対象ですけれども、実は社会教育の研究分野に入ったのはそれほど古いことではなくて、今から二十三、四年前、現在の京都府立大学に勤務をするにあたって、もともと教育学ではあったのですが、どちらかというと子ども、青年を対象とする研究をしていましたが、府立大学で成人の分野のところ、生涯学習論という分野を新たに設けていくので、そこをやらしてもらえたら採用してあげようというお話がありました。当時も今も研究職は厳しい就職事情ですので、もう一も二もなく「やります」とお答えし、社会教育の世界に入ることになったわけです。しかし、まずどういう世界なのか理解するために、いろいろ本を読んだり、話を聞いたりすることも考えられますが、現場に足を運んで、直に経験や事例に触れることが一番手っ取り早いのではないかと、出向いた最初が長野県の南部の地域でした。

長野県は東信、北信、中信、南信と4つに分かれており、その南信地域にあたります。今、リニ

アで話題になっています飯田市があるエリアです。飯田市の少し北側のところに松川町という人口1万4,000人ぐらいの小さな町があります。リンゴやナシなどの果樹栽培を基幹産業とする町です。そこに出向いたときに出会ったのが、「楽しくなければ学習じゃない」という言葉です。これは保健師さんの言葉です。スクリーンに写真が出ていますが、松川町では健康学習という呼称で、保健師さんが、地域保健の一環として住民の健康を守っていく、健康を創造していくというお仕事を、栄養士や社会教育職員とも連携して、住民との直接的な関わりの中で実践されているわけですが、この松川町の健康学習は、実はもう30年、いやもっと前からの歴史があります。身近な地域で、地域のおじさん、おばさんたちが健康に関する具体的なテーマを設定して、高血圧であったり、油のとり過ぎであったり、いろいろな健康に関する話題で学習を進めてきています。保健師さんの世界ではすごく有名な町で、このような雰囲気のところですよ。

ここで行われている健康学習ですけれども、これが先ほどの「楽しくなければ学習じゃない」という言葉に現れていますように、首をかき上げて一所懸命考えて答えを出すというような硬い形ではなくて、学習そのものが楽しくなければという発想を大事にされています。「つくって、食べて、学んで」というスライドのタイトルになっていますが、このスライドの写真は、40代、50代ぐらいのある男性グループの活動の様子です。農村地域、そして果樹栽培の地域ですので、秋から春にかけての冬季の期間には比較的時間がとれます。そのころに月に1回ぐらい集まって、中年男性諸氏が料理をつくって、自分たちがつくった料理を食べながら、そしてお酒も飲みながら、保健師さんのお話を聞くなど、その都度、健康に関する学習をします。この写真の時には、手に健康状態を診断するチャートを持っていて、図の指示どおりに書き込んでいくと、自分の身体に健康上どういう問題があるかがわかるようになっていました。学習を始める前には保健師さんが血圧をはかってくれるような1コマもあるのがこの活動です。

保健師さん、栄養士さんが関わっておられますが、保健師さんと栄養士さんが関わる形で地域の

果樹農家の中年男性たちが集まってきます。本当に小さな町ですので、保健師さんはこの男性諸氏を、「こうちゃん」とか、「ゆうちゃん」とか、ちゃんづけで呼びながら会話を進めていく、フランクな雰囲気です。ここで私自身学んだ中心は、社会教育、大人の学びは子どもの学校教育のように何らかの強制力があって展開するものではないということです。日々の生活の中での大人の学習は、興味がなければ、おもしろくなければ続かないのです。継続の最大の力は楽しさです。楽しさと、楽しみながら学び、獲得していく中身がすごく重要なわけです。学校教育の分野では、“勉強”という言葉が象徴的な表現だと思いますが、勉め強いといいますか、苦しさに耐えて、頑張り抜くことに価値があるとされがちです。もちろんそのような“勉強”にも価値はありますが、修練とか錬磨とか、苦しさに耐えて、努力を重ねるというハードなイメージだと、大人の場合、なかなか続かないということなのです。

この健康学習の内容面での1つのポイントは、毎年1回行われる住民健診です。我々健診に行きますと、いろいろな検査を受けて結果のデータが出たとき、最後にお医者さんから、あなたの健康はこういうことで課題がありますから、お酒の量を減らしてくださいねとか、脂っこいものは少し控えて、運動を心がけましょうねなど、そういう話を聞いて帰ります。そのときは、「そうか、気をつけなくちゃいけない」と思って家に帰ります。けれども、3日もすれば忘れてしまって、いつものパターンに戻ってしまうことが多いのです。しかし、松川町ではそれを非常に丁寧に、時には実験も交えて、お酒を飲んだら体に悪いというけど、どう悪いのだろうかと、宴会をする前と食べた直後と翌朝、3回採血をして、そのデータを見ながら、実はアルコールに対する体力は個人差があるという学習をしたりしています。そのような工夫もしながら、一年一年の健診データをずっと蓄積していったら、10年、20年振り返ってみます。そうすると、「ここで大きくデータが変わってるけど何かあったかな」、そんな話をしていきますので、すごく身につく学習になるのです。

そういう活動に最初に触れることができ、社会教育、つまり大人の学びにとって一番大事なも

のが何なのかを教えてもらったのが松川町での経験です。この出会いは、レクリエーションという、たぶん間違えていないと思いますが、楽しさが非常に本質的な要素であるレクリエーションと社会教育がつながるところに触れた経験でもあったのだと思います。

ここからは若干、社会教育の歴史を振り返ってみます。今回講演の場を与えていただいたことで、私自身も改めて確認をさせていただいた中身を紹介したいと思います。社会教育は、戦前は青年団ですとか、婦人会など、いろいろな地域の団体の活動を奨励することをもって、「成人の教育活動」の展開を図るという基本的な構造でした。戦後は、公民館、図書館、博物館という3つの機関や施設が置かれます。特に公民館の場合は、身近な地域に設置して、住民中心の活動を展開することで始まった歴史を持っています。戦後の社会教育の歴史を振り返ったときに、その中心的機関・施設と言っている公民館は1946（昭和21）年7月、戦後すぐの時期に、当時の文部省の事務次官が全国に向けて発した通知にその目的・理念等を見ることができます。

「公民館は、町村民の親睦、交流を深め、相互の協力を培い、もって町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、なるべく堅苦しい窮屈な場所ではなくて、明朗な楽しい場所となるように運営されなければならない」という通知が出ております。戦後初期に公民館で主に行われた学習は、いわゆる戦前の封建的な生活慣習といえますか、そういったものに対する批判的な学びであったり、男女平等であったり、それこそ民主主義そのものであったり、割と固いといえますか、社会生活に関わるベーシックな中身が多かったのです。ただ、それを堅苦しくならないで、明るく、楽しく学べるような、交流も大事にしながら進めていく機関・施設として、戦後の社会教育の一番基幹的な施設がスタートしたわけです。

この公民館草創期の活動を見ますと、「レクリエーション」という文字そのものも出てまいります。文部省が開いた長野県の社会教育研究大会でも、文化・宗教部門に、他のいろいろな生活面の項目と合わせて、レクリエーションの奨励という

項目が出てきますし、長野県の公民館の恒例事業の一覧表を見ましても、文化祭、体育、レクリエーションという具合に、必ず「レクリエーション」という言葉が出てきます。

社会教育の基本になる法律ができるのが1949年ですが、ここで戦後の社会教育の定義が初めて明確にされました。そこにも、社会教育とは主として青少年及び成人に対して行う組織的な教育活動を指すとありますが、組織的な教育活動の中に、「体育及びレクリエーション活動を含む」とわざわざ括弧書き、ただし書きがされています。社会教育法にこういう定義があることはもちろんよく知っていたのですが、実は社会教育の基本的な施設である図書館、博物館、これらはそれぞれ基本的な法律が図書館法、博物館法とあり、それらの図書館法、博物館法でも、実は「レクリエーション」という言葉が出てきています。

図書館は、図書及び資料を提供して、住民の学習に資するとともに研究を行うとありますが、そこでも「レクリエーション」にも触れられています。博物館の場合も、実物を教授して、研究、調査に資するとありますが、「レクリエーションを含め」という表現がわざわざ出てくるのです。このことは、現在の教育基本法や社会教育法のもとで展開されている公的な社会教育の事業の中におけるレクリエーションのウエートが、非常に高いことを改めて感じさせてくれます。

それは1つには、戦後いろいろな日本の教育制度のモデルになったのがアメリカという背景があると思われませんが、当時、レクリエーションとかディスカッションとか、「～ ション」というのが多かったものですから、「ションション青年団」などという言葉が生まれたぐらい、レクリエーションも活発に行われていたことが窺えます。また、終戦直後の非常に厳しい社会状況の中で、特に青年層の中で同世代との交流であったり、何か楽しい交流の場を求めあったりする、そういう思いが非常に強かったものですから、演劇とかスポーツなども含めて、文化的な活動が活発に展開されていた、そういった背景もあって、公的なところでもレクリエーションがしっかりと社会教育の中に位置づけられてきていたことを、今回改めて確認させていただきましたので、ここでも紹介

させていただきました。

少し早口で前段の話をさせていただきましたが、ここからはゆっくり、貴重な時間をたくさんいただいて恐縮ですけれども、私自身が、現代の地域あるいは公民館の活動・レクリエーション等に関わってきた内容に基づいて、社会教育の分野で、特に地域の住民の活動の拠点である公民館を中心にして、どんな活動が特徴的に展開されていて、その中にレクリエーションといいますが、「楽しさ」という要素を含んだ活動がどのように展開、発展してきているかを中心にお話していきたいと思います。

ここ20年ほどでしょうか、21世紀に入ってくる頃、ちょうど私が現在の京都府立大学に職を得て、社会教育の世界に足を踏み入れた時期と重なりますが、日本社会の少子高齢化がそのときから既に言われておりました。特に、この後でスライドで紹介しますが、地域における住民の福祉活動と、それまでの地域における住民の学習活動、あるいは文化的な活動、そういう活動との距離が縮まっていく時期が、実は1990年代以降の基本的な流れとしてあると思っています。

それはいわゆる社会福祉の基礎構造改革で大きく制度も変わってきますし、従来の施設を中心とした特別なニーズを持つ人を対象にした福祉から、地域における全ての住民を対象にした、いわゆる「welfare から well-being へ」と言われる流れと関連しています。住民の生活の質の向上といった切り口で、非常に幅広い概念で福祉が語られ、地域福祉の展開が社会的な要請として強くなってきた時期があって、一方で社会教育は比較的戦後の早い時期から、市町村を基本的な単位とし、さらには市町村内における小学校区、集落という身近な生活の拠点のところ、住民の学習、学びの活動、文化的な活動を展開してきていました。つまり、おのずとそこは重なり合う、接近し合う流れがあったと言えると思います。

特に大きな影響があったのは、2000年の介護保険制度の発足であったと思います。そこでは、「施設から地域へ」というスローガンでも言われており、受ける福祉からつくる福祉へとといういい方もされています。今、申し上げた高齢者、障害者、児童、対象別に特別な福祉のニーズのある人に

サービスを届ける狭い意味ではなくて、「特別」ではない、全ての住民の暮らしの質を高めるような福祉、しかもそれをワーカーが住民に届ける、あるいはお世話をするというのではなく、住民自身が自分たちの暮らしの中にみずからの暮らしを高めるような仕組み、関係、内容をつくり出していく意味での「つくる福祉」へということが介護保険制度、つまり介護を社会化していくことの絡みで議論されたことが大きかったと思います。

そういう中で、私が触れた1つの非常におもしろい、先進的な事例が、松本市にある蟻ヶ崎西町会です。町会とは町内会のことです。1つの町内会の活動ですが、そこでは自分たちの町内を地縁大家族社会と見做して、町内の道路は家の廊下、一軒一軒の家は家の部屋という例えで、身近な地域の住民が1つの大きな家族としてお互いの生活を支え合い、その質を高め合うような関係をつくっていきこうという取り組みが行われました。住民の積極的・主体的な参加を通じて、福祉に対する関心や理解を高めることで、自助、共助、公助、こういった区分についてもいろいろ評価はあるかと思いますが、自分自身の力に依拠する自立と、公的な制度による働きかけと、それと住民相互の助け合いや支え合いという、3つの観点から、「つくる福祉」を目指す活動です。特に「共助」の部分が強調されて、そこを蟻ヶ崎西町会として自分たちの町内を大きな大家族に見立てることによって活動の具体化をしようとした事例です。

1つの町内会でそういう活動が起こったのには、実は長野県の松本市という自治体が、市全体で町内会や小学校区といった住民にとって非常に身近な地域を拠点にした福祉活動を展開しようとした歴史が背景にあります。

今日はここまで、話が長野県にシフトしているのをお感じになっていると思います。それには理由があります。長野県は全体としては農村県と言っているかと思いますが、実は社会教育の一番基礎的な施設である公民館が日本で一番数が多い県でもあります。この間、市町村合併で統計上の数は減ってきていますが、平成の合併前で言いますと、長野県1県に約1,800ほどでした。全国で1万8,000あるときに、そのうちの1割が長野県にありました。地形的に山間部が多く、広い地域で

住民が行き交うことの難しさもあります。農村共同体の名残で住民の地域扶助組織がしっかりしているという事情もあります。それを背景に戦後の社会教育の新しい形を体現する公民館が、旧来の集落の住民による自治組織、交流組織から連続する形でつくられてきた経緯を見ることができると思います。そして、このような背景を持ちながら、もちろん戦後の民主主義的な教育の観点に立った形で地縁組織が再構築されてきた過程もあるでしょう。このように長野県においては、非常に身近な地域を拠点にして、住民の学びや地域の活動が全体に活発であります。その中でも松本市は本場に典型的な地域です。社会教育研究の関係者の中では以前からよく知られている地域でもあります。人口23～24万の市ですが、現在、松本市が設置している公設の公民館が34あります。それらは小学校区にも対応します。実は34の公設の公民館が置かれている1つの単位の中に、さらに町内会ごとに集会所のような公民館があり、それを数えるとおそらく400近くの公民館が今あることになります。

さらに松本市が特徴的なのは、町内公民館には町内会役員とは別に館長さんとか役員さんがいらっしゃると思います。全国的に見ますと、そういう小規模な公民館を置いているところでも、大体その公民館の役員さんと、いわゆる町内会や自治会の役員さんが重なっているケースが多いのです。しかし、松本市の場合は重なりが余りなくて、8割、9割方は自治会や町内会には会長さんや役員さんがいて、それとはまた別に町内の公民館には館長さんがいて、文化部長さん、厚生部長さんとか、体育部長さんとか、レクリエーション部長さんとかがいて、町内会の活動を進めている形と聞きました。つまり、住民の暮らしの非常に身近なところで社会教育活動をしようという流れがある特徴的な地域なのです。

ただ、松本市の場合も1980年前後に公民館体制の広域化、大規模化という話は出ました。全国的にはその流れが大きくなり、大規模化、広域化が進んだ結果、公民館も社会教育の専門家としての職員がいて、住民を支えていくのではなくて、いわゆる貸し館や貸しスペースとして利用されるところが多くなりました。松本市はそれをどうする

かについて、3年という長い時間をかけて市民参加で熱く議論をした結果、広域化や大規模化ではなく、身近な小規模施設をつくって、住民参加の活動で行く方が大事であるという選択を、30年ほど前にしました。私自身もそこに、ある意味すぐくほれ込んだというか、はまったということでおつき合いをしてきているわけです。

その小地域を単位とする公民館での活動の展開を土台に、福祉分野でも34の公設の公民館の単位で「福祉ひろば」という、住民の福祉活動の交流拠点施設がつけられました。さらに、その単位では大き過ぎるということで、町内会を単位にした「町会福祉」の展開を図ろうと、松本市が住民の背中を押す役になって事業展開するという形になりました。

そのときにも、一番中心になっているのが交流行事で、ここでも「楽しさ」がキーワードになっています。

今ご覧いただいている、スライドはある町内会の活動の様子です。大庭という小さな町内会で、そこでお年寄りのお茶飲み会が開かれています。大体、月1回ぐらいのペースで、町内会の公民館を使って、写真にあるような雰囲気、誰もが気楽に出て来られる場という雰囲気を大切にしており、「自分たちでやりたいことをやりたいようにやりましょう」という構えがポイントです。おすしを食べに行くとか、美術館に行くとか、お花見に行くとか、温泉に行くとか、まずは気軽に誰でも出て来られて楽しく交流できるということで、活動をしながらか、そこに例えば健康教室を設定して、そのときは保健師さんに来てもらってお話しをしてもらうようなことをして、交流と手堅い学びが発展しています。

下の写真は2月の活動の様子で、アイスキャンダルづくりです。長野県は寒冷な地域なので、2月ぐらいですと牛乳パックに水を入れて屋外に一晚置いておくと凍ります。凍らずに残る中心部分の水を出して、そこにろうそくを入れると、きれいなアイスキャンダルができます。大体70代前後の女性が中心ですが、そのような工夫ある楽しい活動もしながらずと続けておられます。一見どうということのない女性たちの集まり、仲よしサークルと言えそうですが、でも多くの方が

一人暮らしであったり、この会以外ではほとんどふだん人と話をする方がない方であったりします。ですから、毎回本当に楽しみに集まって来られ、終わって帰るときは、何度も、何度も振り返りながら帰っていかれる様子が印象的ですと世話役の方がおっしゃっていました。例えば、このような活動が展開されている地域が松本市です。

この図は、先ほど出てきました「福祉ひろば」という、松本市が公的に設置をしている福祉活動の交流の拠点です。ここに住んでよかったと思える地域を自分たちの力でつくってみようという理念のもとに、心と体の健康づくりであったり、安心して暮らせるまちづくりであったりします。また、そのための福祉、文化とは何だろうかとか、遊ぶだけじゃ成長しないよね、などいろいろなことを少しずつ学んでみようという、楽しく交流する、新しいことを知る、新しい世界に触れる、新しい発見をする、何かをつくるという創造的、学習的な活動も交えているところが特徴である思います。

次に、長野県ばかりになってもいけませんので、私自身が、今、仕事をしている京都府の事例もいくつか紹介したいと思います。

この事例は京都府の日本海側、天橋立のある宮津市や京丹後市の近く与謝野町のもので、与謝野町は、宮津市と京丹後市の間にあり、私が4、5年、地域調査的な関わりをしていたことがあり、そこでの話を紹介させていただきます。

与謝野町は人口が、2万3千人ほどです。平成の合併で3つの町が合併して与謝野町ができました。そこでは集落ごとに、松本市のような公民館が以前からありました。しかし、行ってみると戸が閉まっていて誰もいないことが多いのが実態でした。さきほど触れましたように、2000年あたりから介護の社会化であったり、子育て支援であったり、いろいろな福祉の分野で、住民のボランティアな活動の重要性、必要性が言われてきたこともあって、町の社会教育課で公民館の活動をもう一度活性化させていきたいという流れがありました。そうすることで、地域の住民の福祉力といえますか、生活の力を高めていきたいと、集落の公民館それぞれと町社会教育課との間で契約とい

うか、約束を交わしていきました。1年間、例えば3つぐらい、人権教室と、子どもたちの交流企画と、あとは健康に関する講演会ですとか、必ずこれ3つはしてくださいというような定番メニューの約束です。そのかわり町からは、年間1つの公民館について一定額の助成金を出して応援をするという形で、その展開に私がアドバイザー的にかかわらせていただきました。

この写真は、ある年にゼミの学生も伴って地区での住民の活動づくりに加わったときのもので、地域の宝探し、資源の再発見をテーマにしました。集落の中にどんな魅力、おもしろい要素が隠れているのかを、地域を歩いて、外から見た学生が目線で不思議に思うものや、気になったものをピックアップします。それについて地域の住民の方たちが、あれはこういうことだよと教えていただく、というようなことをワークショップ風にしました。それが下の写真です。話題になったもの・場所などを付箋に書き込んで、地図に落とし込み、マップの形にしていくという作業を、わいわい言いながら、学生がつたないながらもファシリテーター役になって、地域のおじさん、おばさんたちと一緒に楽しくマップづくりをしました。

そうすることで、今日は写真を持ってきていませんが、今この地区に行きますと、地区の公民館の横に大きな、縦が二メートル、横が三、四メートルの看板が立っています。そこにはこの地区の地図が書かれていて、学生たちと住民の方との活動を通じて再発見されたポイントが書き込まれていて、春のお花見散策コース、秋の紅葉お散歩コースというルート設定がされています。地区外の方が来られたら、その地図を見て、地域めぐりをしていただけの形にしました。実は、そういう活動をすることで、それ自体も楽しいことですし、地域に新しい風を呼び込むことにもなります。こうした活動を通じて、参加の輪を広げていくことが1つの成果であり、狙いでもあります。活動の持続性という観点からも、本当に身近な地域における住民相互の交流の機会を量的にも質的にも高めていくことが大事で、楽しく交流する場や機会を提供する「レクリエーション」が確実に位置づけられる必要があると、この経験を通じて再確認した次第です。

先ほど学会会長先生のご挨拶にもありましたように、社会教育の分野、公民館活動では、この与謝野町での取り組みも、町の教育委員会からわずかに助成金が出ています。主事にも若干の手当が出ていますし、公設の公民館であれば専任職員がいます。一定の予算を投じて、公的な社会教育事業が展開されているわけです。スライドの右側は学生と住民との懇親会の様子、左側は住民がガイドを務めるエコツアーのひとつまで、地域の登山道に自然の魅力を再発見していくツアーの様子です。そういう楽しい活動、住民が楽しく交流して、元気になっていくような活動が行われています。一方、そのような活動に参加している人たちの広がりを見ると、約1万4,000人の町で、全ての住民が年間何回も公民館の活動に参加するかとすると、残念ながらそうではないのです。

一度この町で、公民館活動への住民の参加状況などの調査をさせていただいたことがあります。そこでは、住民の3分の1とか、4分の1ぐらいの人は、年間複数回こういう交流の行事に参加をして、楽しかった、知り合いが増えた、ふだんの暮らしの安心感が高まったという成果が出ています。しかし、そういう接点がない人にとっては、何で相対少数の人たちが楽しむための事業に、町が公的な資金を投じてやるのかという声が出てきます。そして、今の時代ですから、例えば高齢化であれば介護予防であったり、児童の分野でいえば子育て支援であったり、そういう直接的・具体的な行政のアクションに結びついていくような、例えば講座であるとか、ワークショップとかであればそれは重要だから予算化も難しくありません。

ところが、楽しみのため、交流そのもののために展開するとなったら、それは要求のあるところで自前でやっていただいたら良いのではないかなりがちです。いわゆる趣味とか、教養とか、そういう興味、関心に発するような自発的な事業の成果は、どうしても価値としては低く見られがちで、財政が厳しくなるとカットの対象になりがちです。そこが問題です。福祉などのニーズにこたえる活動と、楽しく交流する場や機会を提供するレクリエーションの両方が本来必要なのです。子育て支援であったり、地域における高齢者の生活

支援であったり、地域の自然環境の保全であったりという活動をしていくための一番土台になる部分を「耕す」という意味合いが、実は「楽しさ」にあるということが見えないと、今申し上げましたように、事業の予算が削られてしまうことになるのです。「楽しさ」の追求の意味が、軽視され、なかなか見えにくくなってしまいます。取り立てて働きかけや活動をしなくても、すでに一定の住民の交流があって、相互のつながりがあり、いろいろな行事も行われているところでは、「土台」になる条件がすでに存在しているわけです。そこでは、交流の「土台」があってこそ、自分たちが地域での子どもたちの見守りや、お年寄りの生活の支援などの助け合いができていくというようになかなか見えないのです。そこを改めて見えるようにしていくことが大事です。

今、地域では子育て支援、高齢者の生活支援、環境保全といったところで文科省や厚労省から本当にいろいろな事業化がされてきています。地域に“降ろされてくる”ものがすごく多いのです。私がこの間かかわった中でも、例えば、「放課後子ども教室」という事業があります。これは直接には文科省事業ですが、地域の担い手などの面で、厚労省の放課後児童健全育成事業（いわゆる学童保育）とも関係してきます。これは放課後、体験的な活動も含めて、学習活動を地域の施設や学校を使って行うものですが、その活動の担い手は地域住民のボランティアに依拠するかたちになっています。コーディネーターには公費が出ている場合もあります。しかし、どこでも共通の悩みは、例えば放課後子ども教室だったら放課後子ども教室の運営を地域が担うという点です。毎週、企画を考えて、当日は子どもたちを直接指導します。子どもたちと直に関わる活動の展開には、やはり直接的な担い手が必要です。同じことは高齢者の生活支援でもあります。

いろいろな事業メニューが出てきて、それを各地域で、行政も非常に財政的に厳しいため、住民の主体的参加という文脈で、ボランティアな活動に依拠することになっています。そのため、担い手の確保はなかなか難しい。私は機会があるごとに、その担い手を確保するためにこそ、ここでいう「楽しく交流する場、機会」をつくっていくこと、

「レクリエーション活動を展開」することが大事だと申し上げています。そうしていかないと、限られた人たちが二役、三役も兼ねて、苦勞して、しんどい、しんどいと言いながらやることになってしまっています。このところがすごく大事なのですが、それを行政の職員や住民全体に広くわかっているのはなかなか時間のかかることで、地域活動に関する基本的課題とも言えます。

次に、大きく三番目にレクリエーションという活動について、原理的なところをご一緒に確認してみたいと思います。マーレー寛子さんは、最初にお会いした際、「チクセントミハイという人の本を読んで、楽しさについて理論的なことを学んでいます。高齢者のレクリエーションの質を高める研究を深めたいのです」とおっしゃいました。そこでお聞きした、高齢者のレクリエーションの質を高めるということに私もすごく共感を持ちました。地域で行われているデイサービスに行きますと、これでいいのかなと思うような場面に出会います。私の父親も、もう亡くなりましたけれども、歌ったり、手を動かしたりすることをデイサービスの場面でなかなかしようとしませんでした。最後の方はだんだんと、ある境界を越えると、楽しく感じるようになって生き生きと参加するようになったのですが、そこまで行くのがなかなか難しかったです。

マーレーさんが博士論文を書かれるプロセスで、恐らく一番議論をした部分は、人間の活動を特に心理的な側面からどう捉えるのか、人間の活動の心理的な構造から見て、レクリエーションの活動はどういうものとして捉えることができるのかということでした。随分、繰り返し、繰り返しお話をしたように思います。素人考えですが、レクリエーションは余暇、レジャーにおける“自由な”活動であることが基本的な性格だと思います。レクリエーション活動を、あらためて人間の活動として見たときに、今、乱暴になりましたけれども簡単にご紹介しましたような社会教育や社会福祉における活動において、いわば人と人を結ぶ関係の媒介、触媒という役割を見いだすことができると思います。レクリエーション活動が、成人の学びであったり、地域における住民の福祉活動を展開したりするときに、人と人をつないで、担

い手を育てるときの材料になるということです。さらに、レクリエーション活動である以上、楽しさを追求するという本質、独自性といいますが、そういうものもそこに見ておかなければいけないと思います。

その場合の、後者の楽しさを追求するという活動の独自性は、レクリエーション活動の独自性であると同時に、いわゆる遊びという世界とも共通する部分です。そのように捉えた上で、レクリエーションを現代の我々の暮らしの中に、どのように原理的なところで位置づけていくかも考えておきたいと思います。1つは、少し固い表現になりますが、可処分時間、自分で自由に使える時間を、存在の肯定、自分という存在、自分が自分であっていいといいますが、自分の存在を確かめる時間といいますが、自分がこうして生きていることに対する安心感、そういうものにつながっていくように使えたらと思います。それから、我々どうしてもいろいろな束縛を日常生活の中で抱えていると思いますが、それを一気にとはいえないまでも、一つ一つの束縛から自己を解き放っていくための機会といいますが、活動としてレクリエーションを考えることができます。さらには創造、クリエイティブな要素を含んだ活動を実現していくということにもなっていくと思います。

私がかかわったひとつは、マーレーさんとの間でも議論になった点ですが、レジャー・レクリエーションにおける個人と集団という視点です。多くの場合、社会教育でもそうですが、レクリエーションというと集団活動、グループでの活動がイメージされます。社会教育の世界でも青年団、婦人会から始まって、現代的な課題に応える地域づくりの取組にしても、住民が相互につながって集団的な活動をするかたちがメインです。かかわり合ったり、交わったりすることの「楽しさ」がそこにあります。しかし、楽しさの追求は、別に集団でなくても、個の単位でもあり得るのではないのでしょうか。そのヒントになったのはチクセントミハイの論文に出てくる「フロー概念」の中で、何かに没頭することが楽しさの本質的な要素とされている点です。そこで、「マイクロフロー」という概念が出てきます。これは、なかなか言葉にしにくい、例としても挙げにくいのですが、日常生

活のごくありふれたひとこま、テレビを見るとか、お菓子を食うとか、日記を書くとかがそれにあたります。そんなに長い時間をかけない、そんなに集中力を要するものでなくて、ちょっとした活動だけれども、一人一人の好み、気ままな思いに任せてする活動が日常の生活の中に点在していることが、全体としてその人の生活の質、安定感を高める役割があると述べられていました。レクリエーションは、個人の単位、一人一人の日々の暮らしの中においても、大事な視点ではないかということを加えておきたいと思います。

重なりますが、人間の存在の基本的なあり方と言うと、大層ですけども、私たちがこの世に生きていることは、そもそもどういうことなのかと考えたときに、大きく分けて、社会的な存在としての側面と生物学的な存在としての側面を考えることができます。社会的な側面とは、文字どおり自分以外の他者との関係やつながりであったり、他者や社会に対する貢献であったり、身近なお互いのかかわり合いだったりします。そういうところでレクリエーションが媒介、触媒の活動として意味を持ってきます。

それから生物学的な存在としての側面でいえば、生活の快ということに関わってくるでしょうか。この「生活の快」という概念もマーレーさんと一緒に学びあう中で出会った言葉で、私の理解は不正確かもしれませんが、生理的、身体的な快適さを味わうことも、生物学的な存在としての人間にとって大事なことです。そこからもたらされる楽しさもあるかと思います。そこでは身体を動かすような活動の形でのレクリエーションが意味を持ってくると思います。

それと、両方につながりますけれども、心理的な面から見ると、やはり日々の暮らしの中での緊張とリラクゼーション、つまり活動と休養ということも大事な視点です。「もう一つの世界の獲得」と書いていますのは、若干、個人的、趣味的な話にもなりますが、今日、ここにお集まりの皆さんは研究や実践を自分の生涯における最大のテーマにされていると思います。では、ご自分の暮らし、生活のあり方は100%研究、100%実践という方、いらっしやるでしょうか。私なんかずぼらな研究者ですが、研究者というイメージは、恐らく全て

を犠牲に、100%研究に打ち込むといった姿でしょうか。たまたま私の場合、厄介な病気をしたこともあって、人間の命の有限さみたいなことをリアルに感じるような経験もありましたので、1つの世界だけをみずからの人生の価値にするのではなくて、例えば仕事以外、研究とはまた別の、いわゆるオルタナティブ、もう一つの世界を自分の生活の中に持つことも大事なことでないかと思うようになりました。それは、ある種のレクリエーションと言うこともできるかもしれません。

私の現在のもう一つの世界は、土日に休みがとれたら、バイクで山の中を走るいう“遊び”ですが、それはそれで、山間地の住民の暮らしに触れて、いろいろと考えさせられたりすることもあって、有意義なものです。メインの暮らしとサブの暮らしを持つことは大事で、レクリエーションはそのような面を持つと思いましたので、蛇足ながらつけ加えてみました。

あと、今は、人間の存在の基本的なあり方ですか、心理的なカテゴリーとしての基本的なところの確認をさせていただきましたが、それは人間生まれてから死ぬまで、生涯にわたる通時的な視点です。同時に、生涯のそれぞれのステージによってレクリエーションなり、自発的、自主的な活動の持つ意味合いの違いということもあると思います。

乳幼児の場合でしたら、遊びは自発的活動として発達を主導する意味合いを持っています。青少年期に入れば学習活動が大きな発達の力を生み出す世界になってきます。そこではいわゆる課外活動がレクリエーションに位置づけられます。成人期・壮年期であれば、労働と余暇という関係になってきます。

今日の話の最後のポイントは、「人生の余暇」としました。高齢者にとって、レクリエーションが持つ意味合いを最後に一緒に考えてみて、私の話は終わりにしたいと思います。定年退職を迎えたり、子育てを終えたりという形で、あるひとつの基本的な、社会的な役割を卒業していったときに、そのあとに続く暮らしをどうつくっていくのがテーマになってきます。そのあたりは有名なエリクソンという心理社会学者の人生の最終段階についての考え方が参考になります。エリクソン

は人生に8つの危機、大きな段階があると、このような図式を描いて、説明しています。最後、高齢期のところで「統合対絶望」というかなりシビアな設定をしています。「統合」は自分の人生を振り返ってその意味づけをしていくという意味です。そして、この意味づけ、価値を見出していくことによって、ある種、悟りの境地ではないですが、自分自身の人生の総まとめをするという1つのアイデアがそこにあります。

そこで、これは世代、高齢期に限りませんが、つながり、ここでは社会教育の観点で学びとしていますが、レクリエーションの活動の場合も、人と人をつなぐ、あるいは人と自然、人と文化をつなぐという役割が大きいと思います。学ぶことは、実はそういう結びつき方に対して意識的になったり、やわらかさが生まれやすくなる、そのような契機にもなるかと思っています。そして、それは多分レクリエーションにも共通するのではないかと思います。そのようなつながり、結び目は、できれば複数持ちたいと思います。

話を本来の話題、シニア世代、リタイア世代にとって、生きることと楽しさの関係をどのように考えるかということに戻しますが、レクリエーションの意味は、何度か繰り返し言わせていただきましたが、楽しさそのものの追求というところにあると思います。健康づくり、つながりづくりを目的とする活動であっても、高齢者の場合、楽しさそのものを追求していくという視点も活動の中にしっかりあって、いわば内発的な動機とか、自己目的な動機に支えられた活動となっていることが重要と考えます。高齢者の場合は、壮年期あるいは現役世代と比べて社会的な役割も異なってくることで、少し違ったアプローチもあり得るのだと思います。

最後に振り返っての確認ですが、今、我々が直面している21世紀の時代は、いろいろなところで人間の主体性の確立が求められています。同時に、そのためにこそ交流や連携が必要だという時代に入っています。この両者をどう実現していくかが基本的課題となっていると言いたいと思います。雑然とした話になってしまっていました。どれくらい皆さんのお考えのヒントになったでしょ

うか。

まとめると、まずは、身近な地域、日常の暮らしの身近なところ楽しさを見出すこと。そして、それを自分以外の誰かと共有する場面をたくさん、いろいろな形でつくっていくこと。そして同時に、楽しさそのものを追求する活動とあわせて、新しい発見、何かをつくり出すという意味での学びの要素をそこに折り込んでいただくことが、主体性の確立と、交流、連携を伴って時代に応えていく方向性かと思えます。言葉を変えて、レクリエーションの価値と課題で考えてみましたら、レクリエーションに求めるものは「上質の楽しさ」といいますか、とにかく楽しさを体験できること、その楽しさが「人と人」、「人と地域」を結んで活動になっていくことです。レクリエーション、楽しさの機会を保障していくことで、子どもでも、高齢者でも、誰でも、いつでも、どこでも機会を得て、自分以外の誰かと、何かとつながっていくことが大事なのだと思います。無理やりな感じはしますけれども、今日の時代的な要請との関係で、今、レクリエーションが持っている価値や課題を考えることができるのではないかと思います。

大変、雑駁なお話になってしまいました。この後のシンポジウムや明日の発表等を通じて、皆さんの学びに何かつながるものがあることをと期待して、終わりたいと思います。

どうも長時間、ありがとうございました。

○茅野

築山先生、ありがとうございました。

本日、本当にお忙しい中にもかかわらず、お越しくださりありがとうございます。築山先生におかれては振り返りの時間にもなったことを伺い安堵しました。どなたがフロアからお一人だけ御質問いただきまして、質疑応答とさせていただきます。

なお、築山先生はこの後のシンポジウム、そして懇親会にも参加されます。この後、個人的にご質問されてはいかがでしょうか。

どなたか、フロアからお一人、御質問等、あるいはお尋ね等ございますか。どうぞよろしくお願いいたします。

○土屋

恐れ入ります。江戸川大学、土屋と申します。

スライドの中で、1点、創造活動ノットイコール自己目的的活動というのがありました。そのところで、これは、とは限らないというような意味なのではないでしょうか。その辺のところをお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○築山

説明不足で失礼しました。

レクリエーション、楽しさを追求していくときに、そこに新しいものを生み出す、あるいは新しいものが生まれてくるという点で、レクリエーションに創造の要素があること、それは望ましいことだと思います。しかし、マーレーさんと共同研究として、いろいろ議論している中で、楽しさに関する心理学的な理論の中では、楽しさは、活動の自己目的性と結び付いた概念として主に説明されていることを確認してきました。

遊び活動で考えた場合、特に子どもたちの遊びに典型的だと思いますが、「何かのために遊ぶ」というよりは、まさに何をどうやったら一番楽しいかをいろいろと工夫をしながら、楽しさそのものを追求していくところにその本質があります。遊び、楽しい時間を過ごすという目的以外に、二次的、副次的な目的があるのではなくて、楽しむ、そのこと自身が目的であるということによって自己目的的ということになります。楽しさを追求する活動は基本そういう性格のものだろうと思うのですが、自己目的であることとクリエイティブな要素、新しいものを生み出していく要素を含むことはイコールではない。それは創造的な要素を含むことによってレクリエーションの質が高まるということはあるけれども、楽しさを追求する上では自己目的的活動であることがまず基本的な性格になるということです。でも、創造的な活動が自己目的的活動かということ、必ずしもそうではないという意味でノットイコールとしました。そのような説明でよろしいでしょうか。

○土屋

ありがとうございます。

○茅野

ご質問、ありがとうございました。

それでは、基調講演閉じさせていただきます。

築山先生、本当にありがとうございました。

＜日本レジャー・レクリエーション学会第45回学会大会
シンポジウム 於：武庫川女子大学＞

地域が生き活きするレジャー・レクリエーションの可能性

Potential for Vitalization of Local Communities through Leisure
and Recreation Services

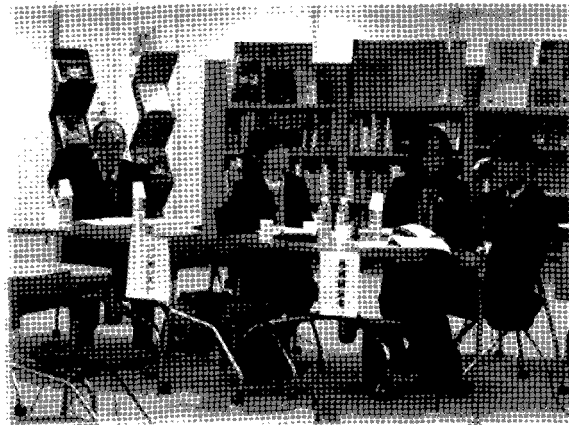
コーディネーター：涌井 忠昭¹

シンポジスト：「スポーツと Well-being」永田 真一²

「看護におけるレクリエーション」寶田 穂³

「地域における高齢者へのレクリエーション支援」マーレー 寛子⁴

「地域におけるレクリエーション協会の役割」小田原 一記⁵



シンポジスト シンポジスト シンポジスト 基調講演講師
小田原先生 寶田先生 マーレー先生 築山先生

○涌井

皆様、こんにちは。それでは、ただいまよりシンポジウムを開催いたします。

本日のシンポジウムは「地域が生き活きするレジャー・レクリエーションの可能性」をテーマとして開催いたします。

なお、本日のシンポジストの永田先生におかれ

ましては、Skype を利用して、アメリカから御参加いただいております。

それでは、本日のシンポジストを御紹介いたします。学会発表論文集 18 ページ以降を御参照ください。

まず初めに、インディアナ大学アソシエイトインストラクター (Associate Instructor) の永田真一

1 関西大学 人間健康学部 教授 Kansai University, Faculty of Health and Well-being, Professor

2 Indiana University, Associate Instructor

3 武庫川女子大学 看護学部 教授 Mukogawa Women's University, School of Nursing, Professor

4 むべの里 施設長 Mubeno-Sato, Director

5 公益財団法人 日本レクリエーション協会 事務局長 National Recreation Association of Japan, Secretary General

先生です。正面スクリーンの右下に永田先生の顔が映し出されております。永田先生には「スポーツと well-being」と題して御発表いただきます。永田先生、よろしく願いいたします。

○永田

よろしく願いいたします。

○涌井

続きまして、本学会の会場校、武庫川女子大学看護学部教授の寶田 穂先生です。寶田先生には「看護におけるレクリエーション」と題して、特に御専門の精神看護学の視点から御発表をいただきます。なお、寶田先生が御所属の看護学部および看護学研究科は今年、2015年度4月に開設された学部、研究科でございます。寶田先生、よろしく願いいたします。

続きまして、むべの里施設長のマーレー寛子先生です。マーレー先生には「地域における高齢者へのレクリエーション支援」と題して、御自身の施設で日々実践されている内容を中心としていろいろと御発表いただきます。マーレー先生、よろしく願いいたします。

続きまして、公益財団法人日本レクリエーション協会事務局長の小田原一記先生でございます。小田原先生には「地域におけるレクリエーション協会の役割」と題して御発表いただきます。小田原先生、よろしく願いいたします。

なお、本日のシンポジウムのコーディネーターを務めますのは、関西大学人間健康学部の涌井忠昭と申します。何分不慣れなため、シンポジウムの進行につきましては皆様方の御協力のほどよろしく願いいたします。

本日のシンポジウムの進め方ですが、各シンポジストの先生方に、原則15分でお願しておりますが、15分間御発表いただきます。そして、約1時間経過した後、フロアの皆様から御質問をお受けしたいと思います。そして、その後、シンポジストの先生方とフロアの皆様方とのディスカッションに移りたいと、このような形で進めてまいりたいと思います。

それでは、まずトップバッターですが、永田先生、よろしく願いいたします。

○永田

よろしく願いいたします。インディアナ大学

の永田真一と申します。

今ちょうど夜の12時半を回りました。昼夜逆転のインディアナから「スポーツと well-being」について、私から題材を提示させていただきたいと思えます。

スポーツはレジャー・レクリエーションの大きな一部であると思うのですが、その効果として well-being に与える影響はとても大きいと思えます。先ほど築山先生がお話しされたように、社会的に welfare から well-being へフォーカスがシフトしています。つまり、健康や幸福を受け身に享受するわけではなく、みずから能動的に求めていく。スポーツは、その方法の一つであると思えます。ということで、本日は、「スポーツと well-being」についてお話をさせていただきます。

まず、well-being、皆さんどのようなものか御存じでしょうか。最近よく聞くようになってきた言葉だと思うのですが、まずは well-being の言葉について少しお話をさせてください。

well-being、直訳すると、「良く在ること」という意味になりますが、聖学院大学の中谷教授によると、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念だと言われています。この良好な状態にあることが人間全ての側面に当てはまるということです。

この well-being の概念ですが、時に、なかなか理解しづらいことがあると思えます。私が思うのは、他の、よく知られている概念と似ているところが多いからだと思います。似ている概念として例えば、「健康」、「QOL」、そして「幸福」が挙げられます。例えば、WHO、世界保健機構によると、身体的、心理的、そして社会的な well-being とはすなわち健康であると述べています。また、保健医療関係の研究者である土井先生は、WHO の健康の定義が、QOL の概念と近いものだと指摘しています。また、最近よく知られるようになってきたポジティブ心理学の権威であるマーティン・セリグマン博士は、彼の well-being 理論の中で、well-being を幸福の一部であると定義しています。

このように見ていくと、well-being がとても広範な概念で、健康、QOL、そして幸福と密接に



シンポジスト 永田先生

関係していることがおわかりいただけるかと思えます。

しかし実際、研究者の間では、well-beingの具体的な定義で一致にまで至っていません。ということで、今回の私の発表では、well-beingを健康、QOL、そして幸福だと広義に解釈していただいとお話を聞いていただければと思っています。

ということで、これからスポーツとwell-beingについてももう少し深く考察していこうと思います。まずは皆さんにスポーツがwell-beingに直結しているのではないと思われる、事例を1つ御紹介させていただいてから、詳しい内容に入りたいと思います。

その登場人物を、仮に沼田さんとしておきます。沼田さんはある地方で普通の生活を送っていました。一般的な高校を出て、一般的な会社で働いていました。20代後半のある日、その出来事は起こりました。自動車事故です。赤信号を無視してきた車に横から突っ込まれたその事故は、次の日の新聞の記事になるほどひどく、車はめちゃくちゃに壊れました。沼田さんはその事故により脊椎損傷を負い、医者に一生歩くことはできないと宣告されました。

沼田さんは人生の意味を見失いました。しばらくの後、リハビリを終え自宅に帰ると、もう外に出るのもおっくうになりました。そんなときです、リハビリで知り合った人から連絡を受け、車椅子マラソンをやってみないかと誘われました。沼田さんは思いました。集団行動は苦手だけれども、1人で走るの悪くないかも、そう思い、試しだ

と行って行ってみました。

車椅子マラソンに参加してみて、沼田さんは衝撃を受けました。久しぶりに風を切って走った気がした、気持ちいい、沼田さんはすぐに車椅子マラソンが好きになりました。そして初めてのレース、周りの人と競い、走るのはとても楽しかったと言っていました。

それから沼田さんはどんどん積極的になりました。仕事にも復帰し、生活に張りも出ました。日本各地の大会に出るようになり、各地を飛び回るようになりました。障害を負った後、消極的になり、人生の意味を見失っていた沼田さんの人生はスポーツによって大きく変わりました。スポーツが健康で幸福な人生をもたらしたという事例です。

私は、今まで障害者スポーツや、レクリエーションセラピーに関わって来たのですが、やはり障害のある方と話してみると、スポーツの与える影響はとても大きいと感じられているようです。そのお話を聞いてきて私は、スポーツが効果的にwell-beingを向上させているという印象を受けています。しかしスポーツとその効果は障害のある人だけではなくて、障害のない人にも当てはまることであると思います。

ということで、この事例を元に、スポーツのどの面がwell-beingに作用しているのかを具体的に見ていきたいと思っています。

まず、スポーツの身体的側面です。恐らく皆さん、スポーツと聞いてまず初めに考えることは体を動かすことだと思うのですが、身体活動を通して身体機能の改善が期待できます。沼田さんの例では、筋力や心肺機能が向上しました。その他に、体重のコントロールに効果が出たようです。このように、スポーツによって身体機能の改善が見込まれます。

そして、それから派生する利点が多々あります。例えば、沼田さんの場合だと、筋力が向上したことによって、そして車椅子のスポーツをすることによって車椅子操作や技能が向上します。そしてその結果として、小さな段差をうまく超えられるようになります。筋力がなかったとき、車椅子がうまく使えなかったときに、アクセスできなかったところにアクセスできるようになる、そういっ

た面で身体的な機能改善が社会参加につながっていると言えると思います。

それでは、スポーツの認知的側面はどうでしょうか。車椅子マラソン、普通のマラソンであれば、レースの展開を見ながら走りを変えていかなければいけなかったり、ほかのスポーツでは、試合展開を見ながらそれに合わせて自分の動きを変えていたり、タクティカルに動いていたり、そういった認知的な活動が必要かと思います。それによって認知的機能の向上が見られる。

また、例えば、沼田さんは一時ひきこもりの状態であった時期があるのですが、彼は学習性無力感（モチベーションがとて低くなってしまいう状態）を経験していました。スポーツに参加することによって、努力すればうまく結果が返ってくる、その因果関係を学習することによって、その後の積極的な人生の参加に結びついていく、そういったところがあるかと思います。

また、人間は常に自分自身を評価しながら生きているものだと思うのですが、スポーツの取り組みの中でも自分自身を評価していると思います。それは例えば、練習にしっかり取り組んでいく、そしてレースに参加していく。自分自身に対する期待がしっかり練習や試合に参加することだと思っていれば、そういうふうにしていくことが自尊心の向上に結びつくと言われております。これは、先ほどお話しいただいた存在の肯定にもつながってくるかかと思えます。

次は社会的側面に焦点を当てます。スポーツでできる社会的なネットワークは無視できないところかかと思えます。一緒に練習として走る仲間であったり、レースで出会うライバルであったり、そして大会ボランティアたちの交流であったりとか、そういった形で人と人とのつながりができていく。それ自体、参加モチベーションの向上になりますし、そのネットワークが、つながりが強くなれば強くなるほど、その人たちの中での互いのサポートができてくる。つまり、ソーシャルサポートができるということです。沼田さんもよく言っていました。つらいとき、困難な状況に陥ったときは、最初に助けてくれるのがマラソン仲間である、と。

また、もう一つのスポーツの側面は、感情的側

面だと思えます。スポーツはさまざまなポジティブな感情を経験できる活動であると思えます。それに対して、今日のストレス社会では、普段の生活、つまり仕事だと日常生活において、ポジティブな感情よりも、ネガティブな感情がとても多いでしょう。スポーツに参加することによって、ポジティブな感情を経験することができると思います。それは例えば勝つことへの喜びであったり、スポーツへの情熱であったり、そして運動すること、競技すること自体への楽しみです。先ほどの築山先生の例でいけば、楽しさそのものの追求、そういったところが人間的な感情を深めていく、そういったつながりがあると思えます。

ここまで、スポーツと well-being の関係について、スポーツの4つの側面から見えてきました。そういった形で、いろいろな活動がありますけれども、スポーツは4つの側面をうまく支えることができる、とてもすばらしい活動であると思えます。そこが、スポーツが well-being を効果的に向上させることができると言われているゆえんなのではないかと私は思えます。

最後に、スポーツが well-being をうまく向上させる場合を見てきましたが、一つ、スポーツが well-being を損なってしまう場合が知られておりますので、その点について少しお話をしておきたいと思えます。

これは、トップスポーツの選手であるとか、高校野球などで、とてもスポーツに没頭している人たちによくある話です。スポーツが人生で唯一の大事なものになってしまった場合、well-being を損なうリスクが高まるということです。例えば、レベルの高い試合をこなしていかなければいけないとき、努力と結果がしっかり結びつくかといえ、そうではないことが多いと思えます。そのような場合、努力結果の因果関係が崩壊してしまうことがあります。また、試合に対するプレッシャーによってスポーツをすることへの楽しみを失ってしまうことなどの問題があると思えます。また、けがや予期せぬ事態によって引退しなければいなくなった場合、精神的に苦痛を味わう可能性も高いといわれています。例えば、アスリートとしてのアイデンティティー以外に自分のアイデンティティーがない場合、スポーツ以外に何をやっ

たらいいのか、そういったところで精神的につらい思いをするということです。

今回、スポーツと well-being の関係について見てまいりました。おさらいすると、スポーツの4つの側面によって well-being を効果的に高めることができるのではないかと。そして、最後に私が言いたいことは、スポーツをすることで人々が生き生きしていき、それは間違いのないと思います。そして、生き活きた人たちが生き活きた地域をつくっていく、そういったサイクルがあるのではないかと思います。

これで私の発表を終わりにします。ありがとうございました。

○涌井

永田先生、ありがとうございました。また後でよろしくお願ひします。

○永田

はい、お願ひします。

○涌井

続きまして、寶田先生、よろしくお願ひいたします。

○寶田

武庫川女子大学看護学部に所属しております寶田穂です。

私はレクリエーションを専門とした実践をできていませんので、ピントのずれたお話になるかもしれませんが、その点、御了承いただけたらと思います。

私が主に臨床で働いてきた現場は、精神科の病棟、そして3次救命救急センターでした。救命救急センターは、もう随分昔のことですが。特に、精神科の病棟ではレクリエーションは切り離せないもので、看護師仲間では「レクリエーション」と言わずに「レク」と言っていました。「何々レク」という感じです。「今からレク行ってくる」とか、「今日のレク何をやる?」、「来週のレクの計画どうする?」という言葉のやり取りがなされ、「レクリエーション」は看護の中に自然に取り込まれていました。

本日は、看護においてレクリエーションはどういう現状にあるのか、また看護の立場から地域が生き生きするレジャーとかレクリエーションの可能性について、自身の体験を振り返りながら考え

ることをお話させていただこうと思います。

看護といいますが、看護職が働いている場所は、医療施設、訪問看護、保健所、企業、学校など、多様になってきております。看護職とは、看護師、行政で働いている保健師、助産に携わる助産師、そして准看護師を含めて看護職といっております。現在、看護職者の多く、60%ぐらいは、病院で勤務をしています。あとは、地域の診療所で勤務している看護職を加えると、80%ぐらいが医療施設で働いています。

ところが、今、看護は、訪問看護など、医療施設内から在宅の方向に向かって動いています。平成26年に成立した「医療介護総合確保促進法」により、都道府県は「地域医療構想」を策定し、医療施設の機能分化を図っていくという大きな医療の改革が起こっております。この10年間、2025年までには、医療施設や地域ケアのあり方は、大きく変化してくると思います。それに関連して、看護は、医療施設だけでなく、地域の活動を促進していく方向にあります。そういった動きもふまえてお話しできればと思います。

まず、看護におけるレクリエーションの現状ですが、どのような研究や報告がされているのか、医療系の雑誌の検索を行ってみました。医学中央雑誌という医療系の論文のデータベースを用いて、「レクリエーション」「看護」というキーワードで検索してみました。

レクリエーション活動がよく報告されているのは、私の専門分野である精神看護の分野で、レクリエーションの意義がよく報告されています。小児科病棟では、糖尿病とか、喘息とか、慢性的な疾患をお持ちの子供さんを対象としたキャンプの事例などが報告されています。また、老年看護ではアクティビティーという形での報告が多くなされています。あとは、リハビリテーション看護の中で、レクリエーションを取り入れた実践が報告されています。作業療法や、理学療法、集団療法の中において、レクリエーションという切口で検討しているものもありました。

それと、看護師のストレスの高さを報告したのもあります。ストレス軽減のため、看護師にレクリエーションが必要という報告です。本当に、そう思います。私は、良いケアをするには看護師

へのサポートも必要かと考えています。ストレスの高い状態では、良いケアができないと思います。患者さんへのレクリエーションを企画するといっても、看護師自身がレクリエーションで楽しんだ経験がなくて、レクリエーションを企画できないということも起こっています。学生も、そうです。看護学生も、ストレスが高い傾向にあると言われています。学生も、自身のレクリエーションの体験を通して、レクリエーションについて学ぶ必要があるのではと思います。

あとは地域住民を対象とした保健師の地域での活動であったり、高齢者施設や障害者施設での取り組みであったり、看護師にとって、様々な場所で、レクリエーションは関心のあることと思います。

私自身の専門が精神科での臨床のため、精神科におけるレクリエーションを考えてみますと、先ほど申しましたように、精神科でのレクリエーションは、かなり看護活動の中に取り組みれています。1950年代では、レクリエーション療法という形で、医師もレクリエーション活動を治療として取り組んでいました。ただ、初期のレクリエーション療法は、生活療法の中のひとつとして入っており、内職的なものや、病院のお掃除をさせるとかといったものと同じように、「レクリエーションをさせる」といった指示的で指導的なところもあったようです。そこからは、だんだんと、精神科の患者さんに対して、そういった指導的なのではなく、創造的な活動へと移り変わり、またそのうちにレクリエーションが作業療法の中に取り組みれていくといった歴史があったと認識しております。

精神科での看護活動の中で、レクリエーションはかなりのウェイトを占めておりました。ただ、病院の中で、何らかの活動をするに当たっては、その活動費をどこから捻出するかが問題となります。私が看護師になったころ、数十年前には、活動費をどうするかあまり言っていなかったように思います。バブルの時代で、どこからでもお金が出てきたように記憶しています。バブルがはじけ出しますと、レクリエーション活動を行うにも、予算を捻出するのが苦しくなってきました。

そうなってくると、レクリエーションがもたら

す精神面への効果は認識しているものの、予算に見合ったことしかできなくなります。今は、作業療法としてのレクリエーションであったり、デイケアのプログラムのひとつとしてのレクリエーションであったり、集団精神療法としてのレクリエーションであったり、診療報酬につながるいろいろな枠組みの中で、レクリエーションは取り入れられているのかと思います。

また、現在、精神科も長期入院とならないようにする方向にあり、短期の入院で、早く退院できるようになってきています。急性期の短期入院での看護においては、レクリエーションは余りなされなくなってきているのかと思います。実際、過去には、毎日レクリエーションの時間をもうけていた精神科の病棟が、今では全くレクリエーション活動をしなくなったということも耳にします。入院生活の中で、看護師と患者さんとが楽しむ時間は減ってきていると思います。全ての精神科病棟がそうではありません。非常に大事にしている病院や病棟もあるかと思いますが、看護師が患者さんとかかわる時間は減ってきているのかなという、実感です。

それがなぜかと考えると、今、医療は大きな変革の時期にあることが影響していると思います。高齢化が進んでいくということで、高齢化にシフトした医療の体制が必要となります。精神障害もそうですが、慢性の病をかかえて生活する人が増加しています。ですから、病気が治らないと長期の入院というのではなく、入院期間は非常に短くして、できるだけ地域へと。慢性の病をかかえながらも地域生活ができるようにといった方向へ変わりつつあります。皆さんも御存じかと思いますが、現在、高齢者、65歳以上の人が4人に1人。2025年には3人に1人ぐらいになってきますと、健康や病気、障害に対する考え方も違ってくると思います。

看護ではどういった変化が起こっているかといいますと、地域包括ケア推進の方向に向かっていきます。日本看護協会のホームページで公開されていますが、医療だけとか、病院だけではなくて、地域との連携を図っていく。そして長期療養が必要な場合は、医療施設ではなくて、在宅での訪問看護を充実させていく。暮らしを支える看護、重

症化を予防という、地域での看護の充実に向けてかなり動いてきています。そういった動きを受けて、病院で勤めている看護師さんたちも、勉強や検討を重ねておられます。

この傾向が強くなりますと、医療施設は医学的な治療を行う場となり、医療施設で、レクリエーションはほとんど行われなくなっていくのではないかと思います。一方で、在宅での療養生活や疾病予防に向けて、レクリエーションの必要性は高くなると思います。

これが今後の「地域包括ケアシステム」のモデルです。高度の医学的な治療は一部の医療施設で行い、後は地域の中で介護とか予防とかをしていくといった流れになります。看護も、様々な場所で様々な職種とともに連携をとっていくことを学んでいかないとけません。実際には、今も学んではいますが、実践としては、どちらかという医療施設の中での実践が多い現状です。病院から地域へ、多職種連携へという動きが今起こっています。

そうすると、今後、看護を考えていくに当たっても、リハビリテーションとか介護とか予防とか、本人さんとか家族とか、多職種の人たちと、一緒にやっていくとことが大事になっていくと思います。ですから、健康回復や維持に向けて、新たに、生活の場での治療的なレクリエーションの必要性が非常に高まってくるのではないかと考えております。

超高齢化社会になってきますと、慢性的な病気とか機能障害を抱えた方は非常に多くなると思います。あと、死のことも考えなければなりません。レクリエーションで「楽しむ」ということは、看護師をしていますと「アドレナリンが出る」ということも考えます。アドレナリンが出ると血管が収縮する。血圧が上がる。上がったらどうなるか。脳卒中や心臓発作にもつながってきます。レクリエーションを健康に楽しめるように、健康面のサポートもしながら、ということも考える必要があります。本当に、人が楽しく、生き活きと過ごせるためにはということ、これまで病院の中でもっていた看護職も、地域の中で、考えていかないといけない時代になってきたのかなと思っています。

最後に、私自身、精神科看護が専門ですけども、主には薬物依存症の回復支援にかかわっております。薬物依存症の当事者が主体となっている団体のブログを紹介させていただきたいなと思います。

薬物の乱用は、法的にいきますと違法行為で、刑務所で刑に服することによって更正というイメージが大きいかと思います。でも、実際には、薬物の乱用がやめられないのは、薬物依存症という病気が関連していて、薬物依存症は、さまざまな人とのつながりの中で回復していくと思います。これがそのブログの中の一部の写真ですけども、アーティストの方が来られて、いろいろなレクリエーションをしたり、たこ焼きレクリエーションをしたりしています。「wait、wait、待つことを学んだ」とか。精神科病院で、薬物依存症の人は、待てません。「頓用の薬が欲しい」、「退院させて欲しい」とか。いくら「待って」と言っても待てないのです。このブログを見ると、たこ焼きレクで、焼き上がる前にひっくり返して、ぐちゃぐちゃのたこ焼きになりました。そしたら、皆で「待て、待て」と言って、待つことで、きれいなたこ焼きができました。そこから、「待てないで、ぐちゃぐちゃになる自分たちに気づく」。そして、「これ（待つこと）が僕たちに必要ですね」と。こういうことがレクリエーションを通して、自然な人とのつながりの中で気づいていくのです。これって、非常に大事なことだなと思っています。

これはソフトボール大会の写真ですけども、元覚せい剤を使用していた人や、いろいろな境遇にあった方たちです。笑顔で、レクリエーションを通して、そしてその中で人と人との関係性を通して、「薬」とでなく「人」とつながっていく感覚が得られるのです。レクリエーションは、非常に治療的に働いていると思います。

この写真で、寝転んでいる人は、何もサボっているわけではなくて、今まで動いてなかったのに、急に動いてぎっくり腰になってしまいました。そうしたら、やっぱり自分たちって、薬使っていて、体を動かしていなかったよな、ということに気づきます。いくら医療職者に言われても、「うん」と言わなかった人が、レクリエーションを通して、「皆、体がついてきません。でも、今日はよく眠

れる」と。健康を回復していくのを、レクリエーションを通して実感されているのです。薬物依存症からの回復にとっても、レクリエーションは大きな意味があると思いました。

以上です。

○涌井

寶田先生、ありがとうございます。

実は、先ほど打ち合わせの時に、寶田先生自ら看護にレクが必要だとおっしゃってまして、私も実は前任校で看護の学生を対象に、精神看護と老年看護の授業でレクリエーションをやっていました、僕もそう思っていましたと意気投合をして、そういう先生ですので、発表も非常に楽しく聞かせていただくことができました。

それでは続きまして、マーレー寛子先生、よろしく願います。

○マーレー

こんにちは。ふだん私は、デイサービスセンターむべの里におります。今日、平成 27 年度の介護保険制度改革の中での地域におけるレクリエーションの可能性について述べたいと思います。平成 27 年度の改革は、医療・介護一体改革に向けた制度改革の第一歩として「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」の方向を踏まえた改革のようです。今、寶田先生のお話がありましたように、医療がもっと地域に出ていかなければいけない、他職種連携をしていかなければいけないというお話がありました。実は福祉の分野も同じことで、同じような内容が重なっているのです、これ並記してみるとおもしろいと思いました。特に、寶田先生からは地域包括ケアシステムの一部しか話を聞けませんでした、その違った部分をお話ししてくださったので、すごくおもしろいと思いました。

平成 27 年度の介護保険制度の改正と言われても、私たち自身も福祉の現場にしながらも十分に理解ができませんので、その説明から始めます。そして、私が今やりたいこと、実際、来年度やっていかなければいけないのですが、少しお話をさせてもらいます。その後、皆さん方から良い意見をいただけたら生かしていきたいと思っています。

今回の制度改革は、平成 37 (2025) 年を目標年度として「地域包括ケアシステム」の完成に向

けた第一歩という位置づけでもあると言われていきます。自分でできることは自分で行うことを原則に、公的サービスに頼る前に、地域の互助の推進、その上で共助。それでも対応ができない場合には公助という考え方により、要支援サービスの本体給付からの除外や利用者負担の変更が行われています。

先ほど、寶田先生からもお話がありましたけれども、要するに医療・介護の連携を強化していくことがすごくうたわれているところです。私は、ふだんは「介護予防」のあたりの仕事をしているわけですが、今日お話ししていきたいのは「生活支援」のあたりを私たちはもっとやっていかなければいけない、という点です。

そのわけとして、「要支援サービス」について、介護保険制度の中には要支援と要介護がありますけれども、要支援の方々がサービスの本体給付から除外されていくわけです。ですから、今後そこをどうしていくのかということところが今大きな課題となっています。

ここでは、これらの改革の善し悪しを議論するつもりはありません。私にしてみれば、決められた制度をどう面白おかしくこなしていくかが重要になってきます。そうは言っても今回の改正の中で、レクリエーションのいろいろな可能性が見えてきているのは確かです。それも含めて少しお話をしていきたいと思っています。

「地域包括ケアシステム」について、皆さんが福祉の専門の方々ばかりではありませんので、大まかに説明していきます。

地域包括ケアシステムのねらいは、在宅での生活を継続する限界点を高めることです。その理念は、「ノーマライゼーション」、「ソーシャルインクルージョン」。先ほど申し上げました「自助・互助・共助・公助」もそうです。要するにできることはもっと自分たちでやっていこうよ、ということです。私は、これはとても大事なことと思っています。

このことを行うためには、医療・介護の連携を強化していかなければなりません。また、介護保険給付から外れることになった要支援の訪問介護や通所介護を受けていた人たちへの住民団体などによる生活支援サービスの受け皿が必要になって

きます。さらに、施設入所に代わる「高齢者の住まいの場」づくりが必要になってきます。特に大事なのは、施設や病院もほとんど入所入院ができなくなっていくしますので、住まいを確保した上で、地域での在宅サービスを確保するのがとても重要です。そして、そのような地域をコーディネートできる地域包括支援センターの機能やケアマネジャーのマネジメント力の強化が必要になってきます。

この「地域包括ケアシステム」の構成要素は、まず、医療との連携、医療と介護の連携を確実に強化していくことです。次に認知症施策です。認知症の早期診断をしていき、認知症であっても在宅で生活できるようにサービスをより充実していきますと言われています。そして地域ケア会議、生活支援、そして介護予防があります。

私が今日お話しするのは、介護予防のところで、特にここでは多様な参加の場づくりやリハビリ専門職を活かすことによって、高齢者が生きがい、役割を持って生活できる地域を実現して欲しいと国が言っているわけです。リハビリ専門職等を活かすと言っていますが、ここはレクリエーション、私たちの役割がすごく求められているところではないかと思っています。

要するに、生活支援サービスの充実、予防給付を見直しされるわけですが、この背景には、支援をする人たちを地域のボランティアとか、民間企業とか、協同組合とかがサービスをもっと提供してほしいことにあると言われています。そして、高齢者が社会的役割を持つことが生きがいや介護予防になると書かれています。

介護予防でのサービスの利用は、通所介護と訪問介護が中心です。通所介護では大半が機能訓練で、訪問介護では買い物を中心となっています。これまで利用しているものの相当数が介護保険の本体給付から外れることになりますので、その受け皿を作るのは重要な課題となっています。

要支援を切り離すというのは、実は2000年の介護保険制度が始まったときにも同じことがありました。それまでは一応、市のスクリーニングはありましたが、介護保険制度がなかったので、元気な方を含め、結構いろいろな方がデイサービスを利用していました。介護保険制度が始まって、

介護認定が受けられなかった人たちの行き場がなくなるので、その時は、生きがいデイサービスをつくりました。

この時、レクリエーションがすごく注目されて、レクリエーションがないと成り立たないぐらいデイサービスのプログラムの内容がレクリエーション的な内容だったわけです。すごく大きなチャンスだったと思うのです。たしかに、多くの生きがいデイサービスでは、我が法人も含めてですが、レクリエーションをすごく頑張って実施しました。しかし、いい活動はしているものの、その効果測定や結果を残さなかったのです。適切に正しく記録も取られていなかったのです。「楽しかったね」で終わっていて、それがどのように介護予防につながったのかが、学者も現場も検証してこなかったのです。このことが介護分野でレクリエーションが軽く扱われる理由の一つなのかもしれません。

そして、社会も未だに身体的機能訓練に重点を置いていました。介護予防というときは、いつも身体的な機能訓練に特化したところがすごく増えています。今もそれほど変わっているとは思いませんが、それでも今回はこのように高齢者の社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるとされていると明文化されたことは、とても大きなことだと思います。私たち、もう20年間デイサービスの中で高齢者の方々を見てきてそう思うことがあります。

身体的リハビリだけを高めていくことが、本当にWHOが言っている健康概念に当てはまるのかと言ったら、私はそれだけではないと思います。心も体も健康であることを私たちはこれから見ていかなければならないと思います。

私が注目しているのは、軽度者への支援や生活支援サービスを地域の支えあいの中で受け止めるしくみです。介護保険制度が始まるまでは、住民参加型サービスや有償家事援助サービス団体があり、行政サービスの対象とならないサービスや時間帯にサービスを提供していました。介護保険制度が始まってから、それらの多くの団体やNPO法人は有限会社の法人格を取得し、介護保険制度の指定事業者になりました。

今回は、住民が主体となって地域で活動する団

体やボランティア、そして、NPO 法人より、無料もしくは低額な料金で地域の見守り、支えあひ等の支援の提供を地域包括ケアシステムでは、有力な社会資源の一つとして想定しています。私は、この NPO 法人が無料もしくは低額な料金でしてくれるという考え方は間違っているとは思いません。昔も、互助、共助、自助はあったわけですが、当時の地域活動団体の主力は主婦層、女性たちでした。今回は、退職した元気な高齢男性も想定されています。実際地域には、そのような人々は数多くいます。課題はその人々の組織化です。

今回の制度の見直しには課題はあるのですが、私はそれぞれの地域の実情に応じた取り組みで自由度がすごく高まると考えています。要するに事業所毎に好きなことできるのではないかと考えています。つまり、これまで社会福祉法人や介護事業所が提供してきたサービスを多様な団体が関与することができるようになるのです。

たとえば、昔から結構知っている人たち、一緒に福祉サービスをやってきている仲間たち、行政の人たちなど、出会える関係の中で議論を交わすと、こういうことやっていきたい、こんなことやりたいという話をする、おもしろそうとか、やってみたらいいとかと言う行政の方々もおられる。つまり、すごく実情に応じた取り組みができて、かえって自由度が高まるのではないかと私は思っています。

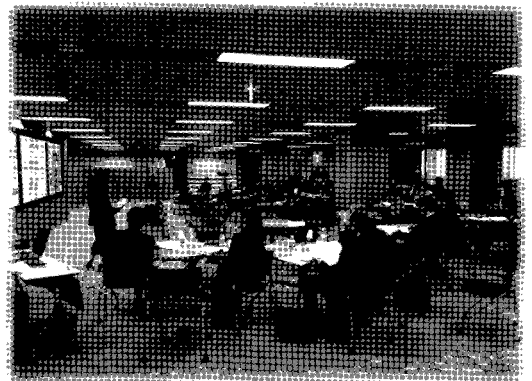
そして、いろいろな団体がかわれる可能性もすごくおもしろいと思っています。先ほど、築山先生のお話を伺って、公民館やコミュニティセンターは文科省の管轄と、福祉サービスは厚生労働省の管轄で、一緒に何かをするというのは難しいのです。これからは、その壁を乗り越えることが意外とできるのではないかと考えています。そのほかにも YMCA とか、地域のレクリエーション協会とかが、今まで体的にかかわりづらかった団体も一緒になって、おもしろおかしくできるのではないかなと思っています。

先ほども言いましたように組織化の課題は、いつもついて回ります。私もまだ構想中というか妄想中なので、あまり大風呂敷をしかないようにしなければいけません。今考えているのは、先ほ

ど築山先生のお話にもありましたが、この福祉法人と民間団体や公民館などとの連携です。ここにある交流サロンやコミュニティカフェ、声掛けなど今までもされてきています。でも日常的に行うのはなかなか難しいのです。サロンのほとんどは、地域の福祉推進員さんたちや民生委員さんたちのボランティア活動です。その方たちに毎週サロンをしてくれって言うてもそれは無理です。実際聞いていますと、毎月やっているところはかなり頑張っているほうです。ほとんどが年に2回から3回ぐらいです。でも本来ここで求められているのは、いつもやっていることなんです。せめて毎週。そこで考えてみたのが、福祉事業所の活用です。デイサービスは、ほとんど年中無休でやっています。そこでは、必ずと言っていいくらいレクリエーション活動があります。そこにかかわるスタッフがいます。これらもこの生活支援サービスの資源として考えてみていいのではないかと思います。

たとえば、すでに行われているデイサービスのレクリエーションに地域住民が参加するとか、利用者が指導者になって地域の人たちに指導する機会を作ったり、もちろん地域の方がデイのレクのボランティアになったり。当法人でデイの体操を最低賃金でお願いしている退職された男性が、近頃本当に健康になったと話しておられます。地域の公民館で開催されている100歳体操にデイの利用者が参加しに行ったり、この100歳体操をデイで行ったり。

先ほどの基調講演の中でも築山先生がおつ



シンポジウムの会場

しゃったように、楽しくなかったら続けられないのです。今やってくださってる世代は義務感で本当にきちんとやってくさる。でもこれからの高齢者世代が何かを続けるには、これまでの義務感ではなく、楽しさだと思います。「なんかこれおもしろいやん」と思える活動は、お金や時間に縛られることなく継続できるのです。そしてその中でできれば地域のレク協会なんかも絡んでくることができると思い白くなって思います。地域のレク協会の今の課題というものが私には、まだ把握できていないのですが、ある程度の整備されたレクリエーションプログラムの提供の機会があれば、うまくコラボレーションすることができるのではないかと思います。私たちレクリエーションの人間が、楽しいから続けようよ、おもしろいことやろうよという仕掛けづくりをしていかないといけないのではないかなと考えています。

これらも、どんな形でやっていかなければいけないのでしょうか。交流サロンとか、コミュニティカフェとかも、なかなか続かない。施設の中にもバーとかをつくる施設がありますが、聞いているとほとんど続かないのです。つまり、やり手がなかったりするわけです。交流サロンでも月1回やってる施設はかなり良いと思うのですが、ほとんどの施設は、年に2~3回というのが一般的です。でも、これからの、本当に求められている交流サロンは、恐らく週に1回は最低やっていかなければいけません。できたら週に3日ぐらい。本当は毎日そこに行ったら誰かがいるという形でやらなければいけないのですが、そこが難しいわけです。

今、高齢者の介護や予防の課題を見ていると、随所にレクリエーションが必要とされてきているのがわかります。今日は、話をすることができませんが、認知症の予防には、それこそ「いまさら？」って思えるようなレクリエーションの活動が重要ですねって医師たちが話しています。体を動かす。頭を使う。人とかかわる。それを楽しく行う。まさにレクリエーションそのものです。

最後に、今、各自自治体で議論されていることが、この地域包括ケアシステムをまとめる生活支援コーディネーターの配置です。この仕事そのものが福祉レクリエーションワーカーやレクリエー

ションコーディネーターが学んできたスキルそのものです。これを私たちにやらせなさいとまでは言いませんが、社会が私たちレクリエーションの分野に追い付いてきたと考えられますね。こういうところにもレクリエーションの機会があるんじゃないかというところで終わりです。

○涌井

ありがとうございます。

かなりご自身の熱い思いを語っていただきましたが、1つ、生きがいデイにおけるエビデンスがなかったことについては、私も胸にぐさっと来たと感じております。ただ、逆に見直し後の活動においては、そこに地域のさまざまな方たち、団体等がかかわることができて、そこにレクリエーションも復活させて、新たな地域との可能性が考えられるのではないかと御示唆ではなかったかと思えます。

それでは最後に、日本レクリエーション協会、小田原一記先生、お願いします。

○小田原

皆さん、こんにちは。日本レクリエーション協会的小田原でございます。

「地域が生き活きするレジャー・レクリエーションの可能性」というテーマをいただきました。来年度の私どもの事業の基本方針を御説明しながら、地域での活動についてお話しをさせていただこうと思ったのですが、今、お三方の話をお聞きして、随分かかわる部分が多いなと思っていました。そこに焦点を当てながら御説明したいと思えます。

来年度の事業方針では、スポーツ・レクリエーションの推進と福祉・教育分野でのレクリエーションの普及というテーマを立てています。こうなっていく背景は2つあって、1つはマーレー先生がお話になりました、今年4月の介護保険制度の改正によって地域で介護予防を担わなければいけなくなってきたことです。スポーツ・レクリエーションの推進については、平成23年のスポーツ基本法が起点になっています。この2つが日本レクリエーション協会にとっては、地域での活動の可能性を広げてくれるのではないかと捉えています。

スポーツ・レクリエーションの推進からお話し

したいと思います。スポーツ基本法の第24条で、スポーツ・レクリエーション活動の奨励が入りました。築山先生の講演のなかにも、「レクリエーション」という言葉は法律の中には結構入っていて、しかしそれほど意識されていないというお話しがありましたが、スポーツ・レクリエーションという言葉もまだそうかもしれません。しかし、スポーツ基本計画が県レベル、市町村レベルで策定される段階になってきて変化も出てきたと感じています。例えば、通常、スポーツ振興事業は、地元の体育協会を通して競技種目の普及を図り、その競技人口がふえていくという形が多かったと思います。しかし、今回のスポーツ基本計画では、スポーツ実施率を現在の40%から60%まで引き上げていこうとしています。そのためには競技スポーツだけではなく達成できないだろうと。もう少しソフトな、人とのつながりとか、やわらかな切り口のあるスポーツ活動、種目とも言えないような身体活動も含めてスポーツ振興をやっていかなければいけないという視点が施策上にあらわれてきたと感じています。

例えば、スポーツ振興の予算が地域レクリエーション協会にも割かれたり、レクリエーション協会に加盟するニュースポーツ団体の愛好者をふやしていったりすることが計画に盛り込まれていく例も出てきました。ある県のスポーツ基本計画では、日本体育協会の指導者養成に加えてレクリエーション・インストラクターを増やすための数値目標を盛り込んでいただいた例もあり、スポーツ振興のなかでスポーツ・レクリエーション活動への認識が高まってきている現れだと捉えています。

また、この10月にスポーツ庁ができ、そのなかに「健康スポーツ課」が設置されました。その健康スポーツ課の施策のなかにも「スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康寿命延伸事業」というのが入ってきました。これは、簡易で誰でも楽しみながら行えるスポーツ・レクリエーション活動を用いて、高齢者の自立、それから介護予防に向けたプログラムを開発する事業です。私たちにとってはスポーツ行政の中に、新たに「スポーツ・レクリエーション」という新しい分野ができきたのではないかと考える出来事でした。

先ほどマーレーさんが「文科省と厚労省の壁」とお話しされていましたが、これからのスポーツ振興は介護予防や要支援の自立支援ということも含めてやっていこうということになってきていますので、意外と融合していく部分もできるのではないのでしょうか。

それから、年明けの国会で「健康長寿社会形成基本法」が審議されると聞いています。この法案には8つの基本施策があるのですが、2つ目の「健康保持増進のための日常的な取り組みの促進」の中にスポーツ推進が入っていますし、5番目の「社会参加の機会の確保」、これは築山先生がお話しされた公民館の活動と随分重なると思います。レクリエーション活動も含めて、地域における多様な活動の基盤整備をするとありまして、この点からも健康づくりに向けたスポーツ・レクリエーション、またレクリエーションの活用が広がってくるのではないかと捉えています。

こうした動きに向けて、先ほど築山先生が長野県の例を見せていただきましたけれども、公民館でやっているような健康づくり、地域で気軽に誰もが来られて、健康づくりに取り組めるような場づくりに、スポーツ・レクリエーション事業の1つとして取り組んでいます。今まであまりスポーツをやっていなかった人たちにアプローチをしていって、その人たちに交流や身体を動かすことの楽しさを感じてもらって継続的な活動につなげていく。そうした場づくりにできるだけ取り組みたいと思っています。

もう一つは、先ほど「スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康寿命延伸事業」をご紹介しましたが、そこで活用のできるプログラム開発を考えております。これは大きく2タイプぐらいを考えていて、自立度の高い人向けと、要支援の状態にある人が、健康状態を取り戻していくというプログラムをつくれなかと検討しています。昨年、宮城県の上元町で仮設住宅のサロンで支援活動の効果を検証したのです。週1回でも10週間ぐらい続けていくと、最初は座っての活動が多かった人たちが、最終的にはかなりの時間立って活動ができるようになっていくというケースも経験しましたので、そういうプロセスを埋め込んだ、健康を取り戻していけるようなプログラムを開発でき

ていければと思っています。

スポーツ・レクリエーションの推進にあたっては、今、「スポーツ・レクリエーション指導者」の養成にも取り組んでいます。その中に、先ほどのプログラムのノウハウも入れたり、地域での健康づくりや場づくりのノウハウを学べたりするようにして、地域ごとに健康づくりサポーターとか健康づくり推進委員を養成しているところもありますが、そういった方々の役割を担う人材養成を目指しています。また永田先生が先ほどお話しされましたが、スポーツ・レクリエーション活動によって元気を取り戻した方が、次はスポーツ・レクリエーション指導者の学習をしていただいて、健康づくりの機会を提供する側、担い手になっていただくという循環づくりまで持っていければ非常にうれしいなと思っています。

また、運動をしてない人たちにアプローチをして、体を動かすことを好きになってもらうプロセスを子供たちにも当てはめたいとも考えています。スポーツ・レクリエーション指導者については、レクリエーションの学習課程を設置する課程認定校の先生から、例えば運動嫌いの子供たちをなくすという学習内容にして、将来体育の教員になっていく学生たちに学習させられないかという提案もいただいています。それから、今、「学校丸ごと子ども体力向上推進事業」に取り組んでいます。そこでは体を使い人と関わる遊びを通して、体を動かす楽しさを感じてもらって、子供たちが自主的に子供同士で遊んでいくことを促していますが、そうした成果も人材養成の中に入れていきたいですし、大人だけではなくて、小学生とか中学生の中にプレーリーダーを育てていくという試みも事務局の中では話しています。

それからマーレーさんがお話された介護予防の問題ですが、これはかなり大きなインパクトがあると私たちも感じております。例えば、最近、レクリエーション・インストラクターの養成に、地域包括支援センターや社会福祉協議会の皆さんがとても協力してくれて、会場を提供してくれたり、広報も手伝ってくれたり、要はこのことに備えて、レクリエーションを取り入れる準備をしていると感じています。職員や保健師さんが講習会に参加して資格を取るケースもあるほどです。

地域の健康づくり推進委員等も随分受講をしていて、お話をうかがってみると、それぞれの地域で開かれる健康づくり推進委員の講習会は、どちらかというと座学が中心ということで、何か現場で提供できる実技を身につけたいということで受講するケースが多いようです。ですので、地域の介護予防活動を支援していくためにも、この実技力を提供していくことから始めたいと考えています。レク・インストラクターの学習内容の見直しにも取り組んでいます。

先ほどマーレーさんが、「福祉レクリエーション・ワーカーが地域資源をうまくコーディネートするコーディネーターになれば」とお話しくださいました。基礎資格であるレク・インストラクターの実技力を高めていくことによって、専門資格である福祉レク・ワーカーでは企画力とかコーディネート力により重きを置いた学習内容にできるのではないかと考えながら進めています。

それから介護予防とは少し離れてしましますが、先ほど介護職員の方が「レクリエーションをあまり勉強していない」という話もありましたが、「毎日レクリエーションをやらなければいけないが、レクリエーションに関する業務を苦手としている」というデータも、小さな調査でしたが出ています。テレビゲームが出てきた私の世代も、あまり遊んでないといわれますから、さらに若い世代がレクリエーションを苦手としているのは察することができます。その若い世代が、いろいろな経験をしてきた団塊の世代の人たちに対応しなければいけないわけで、私たちもできるだけノウハウを提供して、介護の仕事がしやすくなる手助けができればと思いますし、こうした状況を、できればもう少し大きい調査に取り組みながらデータを提示して、介護福祉士養成のカリキュラム見直しの際に生かされるようにしたいと考えています。

そういう意味では、寶田先生がお話しされた看護や医療の分野にもアプローチしたい気持ちはとてもあります。実は資格を取っていただいている方の中で精神科の看護師さんは少なくなく、私どもの情報誌で特集を組んだ時も、成功体験を重ねていくことで自己肯定感を高めていったり、看護師さんと患者さんの信頼関係を築いていったりす

るためのレクリエーションの活用例が出てきました。そうした活用ができる人材育成のカリキュラムも将来的には考えてみたいと思っています。

それから最近、アメリカやイギリスでプレイセラピーを学ばれた方が活躍しています。私が見たのは虐待を受けた子供たちのケアでしたが、遊びを媒介にしながら、トラウマを持っている子供との距離を縮めていって、しかも、それがディペンデントにならないように適度な距離を保ち、遊びを通してトラウマを吐き出させて、今度は、成功体験を重ねながら肯定的な感情で上書きをしていくのです。私たちレクリエーション協会では、まだまだそういった専門性にアプローチすることは難しいのですが、レクリエーションの活用がそこまで広がってきていることは認識しながら、今後の人材養成も考えていければと思います。

ちょっと過ぎてしまいましたけれども、またディスカッションの中でいろいろとお話できればと思います。ありがとうございました。

○涌井

小田原先生、ありがとうございました。

今、御発表いただいた内容を含めまして、私も二十数年間いろいろな活動に携わらせていただいている、それなりに協会の仕事はすごいなとずっと思っていた一人でございます。

それでは、予定の時間を約 25 分オーバーしておりますけれども、フロアの皆様からここで御質問を賜りたいと。なお、シンポジストの先生、永田先生もいらっしゃいますし、お 3 人の先生はこちらで待機しております。どうぞ、何か御質問を。

では、一番向こう。所属とお名前をお願いいたします。

○山崎

余暇問題研究所の山崎律子と申します。

シンポジストの方々、貴重なお話をどうもありがとうございました。竇田先生に 1 つ質問です。今、私も看護学校で体育の授業をやっています。レクリエーションが竇田先生の中でもすごく必要だ、大事だと言われるのですが、看護の授業内容もすごく細分化され、ボリュームアップされてきています。レクリエーションが必要だという授業を、竇田先生の中ではどういう機会を捉えてとか、今後こういう方向に進むべきだとか、こういうふ

うにしていくとか、レクリエーションを授業で学生に教える機会とか、についてはどのように、あるいは構想などお考えがありましたら、お話を伺いたく思います。よろしくお願いします。

○竇田

御質問ありがとうございます。

実際には、まだそういった構想はありません。ただレクリエーションに関しては、私自身、精神看護学を専門としていますので、人の心の回復であるとか、そして体の回復とかにおいても、精神の状態が影響していることを重要に考えております。レクリエーションは、人と人とのつながりであるとか、精神の回復とかに、非常に関連していると思っています。

ですから、授業の中では、楽しむ体験とか、レクリエーションとかに、どういった意味があるのか、体験を通して考えられるような授業を取り入れています。ただ、私自身、今回ここでお話をさせていただく機会をいただき、自身の看護を振り返っていく中で、レクリエーションが患者さんの精神的な回復に意味があるということ、再認識した次第です。

実際、今の看護学教育カリキュラムの中に、レクリエーションを体系的に取り入れることは、非常に難しいと思っています。学生は人体の生物学的な側面とか、心理学的な側面、社会的な側面などの基本を学ぶだけでも、もう本当に期間を要しています。看護のカリキュラムは、これまで 3 年制だったのが、現在では 4 年制が必要であると言われていのですが、4 年制になってもまだなかなか難しい。でも、どこかでレクリエーションについて学ぶ必要はあるのではないかと考えています。

そのためには、学生自身が楽しめる体験を積み重ねることが必要と思っています。学生がレクリエーションの企画者となる前に、看護のカリキュラムの中でも学生自身が楽しめることのできるレクリエーション活動とか余暇活動を体験するところから、まずアプローチできたらなと思っています。また御提案とかありましたら、私が教えていただきたいという状況です。

ありがとうございます。

○山崎

ありがとうございました。

○涌井

他にございませんでしょうか。

○山崎

すみません、続いてでよろしいでしょうか。

日本レクリエーション協会の小田原先生にお尋ねします。先ほど、介護福祉士の教育の中からレクリエーションが取り外されてしまった。それに対して養成課程の見直しの段階ではあるとお聞きしました。そこで、私たちができるアプローチとか、それをもっとムーブメントにするとか。それでないと今の介護の現場で本当に困っているのは、若い子が入ってきて、レクやってというと、「習っていません」、「知りません」と返答されて、現場ではものすごく困っています。そうすると、日レク協会からもうすこしプッシュをするとか、それに対してレクリエーションの授業を取り入れていくとか、貴協会としての方針など、何かありますでしょうか。

○小田原

2年後にカリキュラムの見直しをするという状況もあるようですので、レジャー・レクリエーション学会と連携して、現場で困っている様子を提示するための調査ができるといいのかなと思います。

○山崎

ぜひ本学会と貴協会が手に手をとって、レクリエーションを授業に入れていきましょう。よろしくお願いします。

○涌井

質問、他に。お願いします。

○土屋

江戸川大学、土屋でございます。繰り返し申しわけございません。

今日の皆様のお話を伺って、スポーツとか遊び、あるいは介護や看護に関して、レギュレーションがあるからこそ議論ができるというか、次の施策が考えられる感じがしました。もちろん生命とか細胞は動的平衡で、欠けてるものが確定しているからこそ次が埋められる仕組みを考えたりしたときに、マーレー先生に質問です。築山先生の話の中で地域活動の土を耕すとか土台づくりをすると

いうお話が出ていたのですが、マーレー先生自身のお話の中では、今後は住まいとか、老人クラブや自治会などのその辺の仕組みづくりを考えたいとおっしゃっていました。地域活動とか、今回のような場合には、交流の中でも世代間交流が1つ注目できると思いますが、地域活動や世代間交流に関するレギュレーションって、つまり、こういうものが理想のあり方として考えられて、そのための要素にはこういうのが必要で、それがうまく組み立ててないから今うまくいってないというもの。その辺の完全な正解ではなくていいんですけども、経験上でよろしいので、こういうものが足りないとか、こういうものがあるとうまくいくとか。施設をいろいろとやっておられた中で、そういう地域活動や世代間交流をうまく成立させるために必要な要素やその関係づくりが、もしわかれば、ヒントをいただければと思います。

○マーレー

私の個人的な意見ですが、案外、遊び心だと思います。私もずっと遊び感覚を大切に仕事をしているものですから、その延長で行政の方としゃべると雰囲気すごいのかたいのです。それこそ枠の中でしか仕事ができない的などを感じて、それを取り払うと実は世代間交流は本当に簡単にできていますし、実際やっています。先ほどは、難しいとか、壁があるとか言いましたけれども、福祉と教育の壁は実は簡単に取り払えるのです。自由に行き来できるのですけれども、何かそこに壁をつくりたがる傾向があります。でも、遊び心があって、何かおもしろいことをやろうよというような感覚でやると、すごく物事は早く進みます。では、誰が責任とるのという話になるからややこしいと思います。そこは大事ですけども。でも、確実に責任をとったらいしいし、とれるシステムを事前に考えるべきだと思います。でも、まずやらないといけないこと、それをどう楽しくやっていくかという楽しさの要素がすごく欠けているのかなと思います。

義務だからやらなければいけない、今度こういうことが課題だからやらなければいけない、今回こういう地域の支援の事業をやってくださいと市が私たち事業所を集めて説明するのですが、そんな大変なことには誰も手を挙げません。何かおも

しろそうという、遊び心があるといろいろなことが進んでいく気はします。

私、さっき築山先生が最後におっしゃって、すごく心に残っていることは、求めるのは楽しさの質、求められるのは機会の保障、まさにこれだとまるのかなと思います。本当に良質な楽しさ、私たち自身も楽しいと思えることをやっていく。そして、それをきちんと機会の保障をどうしていくのか。だから何とかやっていこうよということ、どうしたらできるのかなと考えることとか。ごめんなさい、全然答えになってないと思うのですが、もっとみんなおもしろがってやってやったら、いろいろなことが簡単にできるかもしれないのと思っています、できるような気がします。

○土屋

どうもありがとうございました。

○涌井

よろしいでしょうか。

ほかに御質問なければ、非常に限られた時間、あと約20分ほどですが、ディスカッションに移らせていただきたいと思います。

今回のシンポジウムは「地域が生き生きするレジャー・レクリエーションの可能性」というテーマで開催しております。

最初の永田先生におかれましては「スポーツとwell-being」、また後半部分では障害者の方のスポーツについて事例を挙げてお話いただきました。

寶田先生におかれましては、「看護におけるレクリエーション」、特に御自身の御専門の精神看護の分野からです。その中でも、医療改革を考えると、施設あるいは病院から在宅へというシフトの中でどういった活動が今後、地域でできるのかについて。

それから、マーレー先生につきましては、御自身が取り組んでおられる施設、またその施設を取り巻く環境をもとにして、いろいろな団体が関われる可能性が逆に見えてきて、考えられるのではないかなど。それを活用して地域が生き生きする可能性を期待できるかもしれないという御発表。

最後に、日本レクリエーション協会の小田原先生におかれましては、現在、取り組んでいる活動を具体的にお話しいただき、また国がスポーツ医

科学等を活用した健康増進プロジェクトの中に、レクリエーションに関する内容も取り込まれているという御発表でした。

これらを受けまして、フロアの皆様方の御意見等をお聞かせいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

お願いいたします。永田先生、どうぞ。

○永田

これは、もしかすると御質問になってしまうかもしれないのですが、小田原先生が、今までスポーツをやってこれなかった方たちをうまく取り込んで事業を進めていきたいとおっしゃっておられました。具体的にどういうふうに人を集めていけるのでしょうか。今までなかなかスポーツをやってきていない人たちを特定して、その人たちにアプローチするのはどういうふうにしていけばいいのだろうと私もよく考えるのです。フロアの皆様、もしくはシンポジストの方々、そして小田原先生、もし良いアイデアなどありましたら教えていただければ幸いです。

○涌井

それではお願いいたします、小田原先生。

○小田原

私どもの取り組みは本当に地道です。民生委員さんや老人クラブなど、地域のネットワークにアプローチをしていって、時には簡単な体力測定を体験してもらって、「もうちょっと運動したほうがいいかもしれないですよ」というお話をさせていただいたりしています。口コミによる周知や町会の方と相談したり、個人的なアプローチをしたりしているのです。これこそ良い方法、アイデアがあれば事業のなかで試してみますので、ぜひご提案ください。

○永田

ありがとうございます。

小田原先生がおっしゃるような個人的なつながりのネットワークのつくり方、多分、それが一番いい方法ではないかと思います。でも、恐らく問題になってきたりすることはそれをやる人たち、フィールドでネットワークをつくっていく人たちのモチベーションをしっかりとつけていくこと、多分それに尽きると思うのです。今後、小田原先生がこのネットワークをつくっていくということ

で、今後またお話を聞かせていただけたら幸に
 思います。

○涌井

ありがとうございました。

それでは、御質問あるいは御意見。

○山崎

余暇問題研究所の山崎と申します。永田先生、
 もう眠たくないですか、平気ですか。質問をさせ
 てください。

永田先生のお話の中で、スポーツがなぜ well-
 being になるかで、4つの身体機能の改善、認知的
 側面、社会的側面、感情的側面と上がってきました。
 それに対してこれとつけ加えられた、スポ
 ーツが well-being を損なう場合とって2点上
 げられましたけども、損なわないように、よりよ
 い well-being に持つていくためには何が必要だと
 先生としてはお考えになっているか、御意見があ
 りましたら伺わせていただければと。

○永田

ありがとうございます。

私がお聞きしたいと思っていることは、ス
 ポーツ、競技者としてのアイデンティティーのほ
 かに、何かこれが自分だと思えるアイデンティ
 ティーが必要ではないかと思っています。例えば、
 大学生の競技者の場合、競技をしていると同時に
 良い学生であるとか、競技にのめり込み過ぎて競
 技者のアイデンティティーが大きくなりすぎてしま
 わないように、学業にもう少し力を入れるとか、
 学生というアイデンティティーをしっかりと残して
 おく必要があります。そういった場合に、例えば、
 けがをして引退してしまったときに、残りのアイ
 デンティティーがしっかりあれば、そんなに落ち
 込まなくて、精神的な苦痛を受けなくて済むので
 はないかと思っています。

やはり1つのことにのめり込みすぎてしま
 うと、どうしてもほかのことを犠牲にして、競技者
 のアイデンティティーを高めようとしてしまいま
 す。けれども、逆にほかの活動とか、ほかの役割
 とかを通して、競技者ではない自分をつくって
 いく、そういったところが大事であると思いま
 す。

○山崎

でも、学生自身はそれを自分で気づくことが
 できる？ できない？

○永田

それは難しい質問だと思います。恐らくできな
 いことが多いのではないかと思います。

○山崎

やっぱりそれを指導していく、よりよい指導者
 の必要性と。

○永田

そうですね。その必要があると思います。

この分野は例えばプロスポーツでかなり研究が
 されているところだと思います。例えば、アメリ
 カのプロバスケットボールプレーヤーとか、フッ
 トボールプレーヤーとか、けがなどで引退した後、
 引退する前はとても裕福な生活をしていたのに、
 引退した後、貧困層に陥るといふ事例がものす
 ぐ多かったです。それがなぜかと突き詰めて
 いった結果、競技者としてのアイデンティティー
 しかなくて、ほかに自分でできることとか、自分
 の役割とかを追求してこなかったことがわかって
 います。その後、スポーツチームでカウンセラー
 とか、生活スキルとか、ほかの役割やスキルなど
 を教えるための人材が雇われていて、その問題に
 対応しようとしている。

やはり自分で気づくというのはなかなか難しい
 ところだと思います。そのようなわけで、外部の
 人たちの力を借りて、何とかその状況に対応し
 ようとしていると思います。

○山崎

ありがとうございました。

○永田

ありがとうございます。

○涌井

他に何かございませんでしょうか。

○浮田

ありがとうございました。帝京平成大学の浮田
 と申します。

私、きょうのお話を聞いて、地域包括ケアシ
 ステムは医療と福祉の融合という捉え方を、私自身
 はそっちの色彩が強いのかなと思ってたんです
 けれど、きょうの話聞いてすごく感じたのが、
 やっぱり生涯学習とか社会教育とのリンクがない
 限り、これってうまくいかないよねというふう
 にすごく感じました。

マーレーさんは結構軽やかだから、そこを現場

レベルで飛び越えていくでしょうけれども、一方で現実の問題になってくると、地域包括ケアをコーディネートするのは福祉の方で、例えば使う場所とか施設とか、日本の縦割りの行政の中で、地域のボランティアである私のような団塊世代、あるいはそのちょっと上ぐらいの人たちが、さまざまな形で自分たちが楽しんでいることを役立てたいと思ったときに、そこをつなぐ役割というか、リンクが本当に、残念ながら日本では決定的に欠けてるよねというのをきょう改めて実は強く感じてしまいました。

別に誰に質問というわけではないのですが、そのところ、つまりスポーツもそうでしょうけれども、医療と福祉だけでは絶対だめなわけで、医療と福祉と教育と、学習とスポーツ、文化という、このうまい、泥沼のようなという言葉はあれかもしれないかもしれませんが、ヌエか何かよくわかりませんが、そのうまいリンクの中で結果としてそれが介護予防になっているとか、私みたいな世代やったら、介護予防なんて言われたら誰が行くとか。何で私に介護と言うのかと思ってしまうわけですが、それが結果として、違う見方をすれば介護予防になってるという、うまい仕掛けを考えていかないといけないのだなと今日改めて強く思いました。感想でございます。

○涌井

ありがとうございます。

他に何かございませんでしょうか。森さん。

○森

回復期リハビリテーションの石川病院のレクリエーション療法士、森と申します。

先ほどのコメントを受けて、私も一言と思えました。実際、私、病院におまして、地域包括ケアシステムのお話が病院にたくさん入ってきています。当院でも通所リハビリがあり、PTもOTもSTも地域に向けた視点の教育が加速化されています。兵庫県においても、例えば、先ほど小田原さんがおっしゃられた健康寿命についてPTが積極的に介入しております。当院のPTも勉強会に行って、いろいろなことを学んできています。介護予防におきましては、OTが社会参加、ICFのところで参加と活動で積極的に勉強会を開いています。私、レクリエーションとして今まで強み

でやっていたところ（社会参加など）が、今、すごく脅威に変わっています。その中で、先ほどおっしゃられた生涯学習、社会教育、またスポーツ文化のところ、私たちがレクリエーションとして独自にアピールできる場所があります。またPTが健康寿命のためのプログラムを組むときに、私たちがレクリエーションの楽しさという部分でかなり協業（コラボレーション）できるのではないかと、いろいろ考えます。看護師の皆さんが今後レクリエーションや地域包括ケアシステムの大きい枠組みに入っていく中で、レクリエーションがみんなで協業できること、分業できることってどういうことがあるのか。他職種との連携で考えたときにどのような協業があるのか。何かアイデアがありましたら教えていただきたいと思えます。私がそれを当院へ持ち帰って、アピールできたらいいなと思えますので、よろしく願います。

○涌井

それは、森さん、どなたかに質問ですか、シンボジストの皆さんに、ですね。

それを受けて、何か御意見ありませんでしょうか。

○マーレー

軽やかに動くってなかなか難しいんですけど、顔の見える関係ってすごく大事です。知らない人にいきなりこんなことやりましょうよと言っても難しい話です。顔の見える関係をどうつくっていくかが今、地域での課題です。私のいる近江八幡市は東近江地域では、「三方よし研究会（東近江地域医療連携ネットワーク研究会）」といって、全国的に注目されてる研究会があります。これは県が主導して、医療・福祉が連携できるように、他職種連携ができる研究会をつくろうというので始まったものです。いろいろな職種の人たちがたくさん集まってきました。

私もそうですが、仕事をしているとなかなか医療関係の人たちと出会うこともありません。しかし、そこには栄養士、歯科医、医者、介護関係の福祉の人たち、教員、メディアなど、いろいろな人が集まって来ます。このようなものが今後、日本全国でつくられていかなければいけないと思っています。その研究会は、毎月1回100人ぐらい

集まって来ます。その1カ月の間もメーリングリストでいろいろな議論が交わされます。メーリングリストは全国規模で入ってくるすごい研究会ですが、それが今いろいろなところで広がっている話も聞いてます。

今お話を聞いていて、その研究会にスポーツの人たちも入ってこないといけない、レクリエーションの人たちも入ってこないといけない、と今すごく感じました。また、これ持ち帰って呼びかけてみたいと思います。ありがとうございます。

○涌井

寶田先生、どうぞ。

○寶田

非常に大事な投げかけをされたと、受け取っています。今、施策で多職種連携をするように明文化されて、医療職も今まで見ていなかった所（地域）にも出て行こうとしています。ただ、言葉では簡単に「連携」と言えるのですが、本当に「連携」していくには、時にはお互いの専門性と専門性がぶつかり合うこともあり、その中で自分の立つ位置を見出していくというプロセスが要るのかなと思っています。

私自身、精神科病院で看護をしていて、地域に出て、当事者やご家族の方のセルフヘルプの力に触れた時に、自分は看護師だと思っているのですが、最初、地域では自分は何もできなかったのです。本当にセルフヘルプの力にはすごいものを感じました。レクリエーションにしても、病院で私たちが行っていた企画以上のものも、当事者の人たちはお互いの苦しみとかを踏まえた上で企画し、実践しておられます。連携するといっても、病院の中でしていた看護は、当事者たちの生活の中では何の役にも立てていないように思えました。自分のアイデンティティー、看護師としてのアイデンティティーが崩壊するようになったことがあるのです。でも、地域の中で、当事者の人たちから教えてもらいながらやっていく中で、看護ができるのは何なのかがみえてきて、実際の体験を通して連携していくのかなと思っています。

この間、看護師の研修会の講師をしていたのですが、「これから看護が地域に出ていくところで、皆さん、連携とかどうですか」と問いかけたら、

「PSW、精神保健福祉士の人はいろいろな人と連携しながらやっているけれども、自分たちは出ていなかったな」と、今、気がついたという形でした。恐らく、レクリエーションに関しても、私も今日ここに来させていただいて、レクリエーションの専門家の方々と連携していくことの大切さを感じました。そうやって、今から、地域包括ケアシステムを考えていく上で、投げかけられたものをひとつひとつ共に考えていくことが、すごく大事だなと思います。非常に漠然とした形ですが、いい刺激をいただきました。ありがとうございます。

○涌井

他にございませんでしょうか。

○片山

浦和大学の片山と申します。本日はいろいろな視点から、ありがとうございました。

今、注目されています地域包括ケアシステムにつきましても、私も注目しているところでございまして、地域包括ケアシステムを動かしていくためにはかなり行政のマネジメント力が必要ではないかと思っています。このマネジメント力の差が生活支援サービスに直結すると言われるぐらい行政に対する期待は高まっていると思います。今回お話の中で、社会資源としてのさまざまな活動を進めている団体、生涯学習の団体とか、老人クラブとか、レクリエーションの団体とか、そういったものが期待されている、これは間違いないことだと思います。そこが地域包括ケアシステムの中はどう組み込まれていくかがすごく重要なところではないかと考えております。行政のマネジメント力がアップするのを待っているのは本当に気の遠くなる話でもあります。本学がありますのは埼玉県のさいたま市緑区ですが、緑区もすごく取り組みが遅れているところと、その下の区取り組みもそれに、上を見ながらやっている状況なので、取り組みが遅れているところと。

その遅れている行政の人たちにお話を聞くと、さまざまな提案を待っているようなところがあります。例えば私も浦和大学で、地域の高齢者を対象に健康体操教室をやりますと報告をしたり、計画を持ちかけたりすると、それはいいですね、

行政でもぜひ紹介したいと思います。その方々を対象にボランティアの講習会をやりたいのですが、ぜひ私どもも協力しますという形で行政の取り組みが遅い分、こちらからの提案が、今、通りやすい状況にあるのかなと感じております。

ですから、それぞれの活動を充実させていくことと、行政にさまざまなプレゼンテーションをしていくことが今後、大事になってくるのではないかと思って、お話を聞いておりました。どうもありがとうございました。

○涌井

残り時間、あと1分でございます。次にとは言わずに1分でまとめさせていただければと思います。

今回、「地域が生き活きるレジャー・レクリエーションの可能性」というテーマで約2時間、シンポジストの先生の御発表、またフロアの皆様方とのディスカッションを行ってまいりました。どうやったら生き活きるのだろうかということ。基調講演の築山先生の、本当に最後の2つに尽きるのではないかなと、ずっとシンポジウムを聞いてて感じました。やはりレクリエーションは楽しさを自分自身が体験し、またそれを人に伝えたり、あるいはそれを追求していく活動、そしてその楽しさを地域住民の方々が享受できる場をどうつくるか、あるいは資格を持っている人や、そういった関連団体の人たちはどう支援していくか、これに尽きるのではないのかなというふうに基調講演を聞き、またシンポジストの先生方のお

話、フロアとのディスカッションで感じたところでございます。

そうしますと、今後、我々、ここの学会員以外にも含めて、いろいろな地域の方たちに対して、楽しさをどう伝えるのかを一緒に努力していけば、レジャー・レクリエーションはどんどん広がっていくと考えられると思います。

つたない進行で、時間がかかなり後半押ししてしまいましたが、私の時計で16時30分12秒ぐらいでございます。10秒ほどオーバーいたしました。これで本日のシンポジウムを終了させていただきます。

どうぞ、皆様方、シンポジストの先生方に大きな拍手をお願いいたします。

Skype参加の永田先生もありがとうございました。皆さん、ありがとうございました。

大会2日目の様子

口頭発表会場



コーディネーター 涌井先生

ポスター発表会場



日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規程他	39
役員選出細則設置の趣旨他	45
投稿規程・原稿作成要領・投稿票	52
「日本レジャー・レクリエーション学会賞」規程	58
学生会員に関わる規程	62

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名：Japan Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、東京都世田谷区桜丘1-1-1 東京農業大学地域環境科学部造園学科 観光レクリエーション研究室内に置く。

〈第2章 事業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。
- (1) 学会大会の開催
 - (2) 研究会・講演会等の開催
 - (3) 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
 - (4) 研究の助成
 - (5) 内外の諸団体との連絡と情報の交換
 - (6) 会員相互の親睦
 - (7) その他本会の目的に資する事業
- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会員〉

- 第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、学生会員、および名誉会員を置くことができる。
- (1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
 - (2) 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
 - (3) 購読会員は、本会の学会誌を購読する機関・団体とする。
 - (4) 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
 - (5) 学生会員に関しては、別に定める。
- 第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。
- 第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役員〉

- 第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会務を代行する。
 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
 4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000円（学生会員の申込者は免除）
- (2) 正会員 年度額 8,000円
- (3) 賛助会員 ♪ 20,000円以上
- (4) 購読会員 ♪ 8,000円
- (5) 学生会員 ♪ 正会員の半額

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

附 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

附 則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成 5 年 10 月 17 日より一部改訂する。
本会則は、平成 8 年 11 月 24 日より一部改訂する。
本会則は、平成 10 年 11 月 23 日より一部改訂する。
本会則は、平成 17 年 12 月 10 日より一部改訂する。
本会則は、平成 18 年 12 月 3 日より一部改訂する。
本会則は、平成 21 年 11 月 29 日より一部改訂する。
本会則は、平成 23 年 11 月 20 日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定
昭和 58 年 10 月 30 日改訂
平成 7 年 12 月 10 日改訂
平成 11 年 4 月 26 日改訂
平成 24 年 11 月 18 日改訂

1. 会則第 17 条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に 1 回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
 - (1) 総務、(2) 財務、(3) 研究企画、(4) 編集、(5) Web、(6) 広報渉外、(7) 国際、(8) 学会賞選考また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

平成 7 年 12 月 10 日改訂

1. 会則第 18 条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規程に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員 20 名以上の要請があった場合とする。
3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規程

昭和 56 年 11 月 8 日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名称
 3. 支部長および役員
 4. 会則
 5. 会員名簿
 6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規程に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員 20 名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部の次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる 15 名を正会員による直接選挙（順位標記の 5 名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事 10 名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事 5 名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25 名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5 名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第 10 条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費手続き期日の指定）

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員の選出に関し、必要な事項を定める。

(選出の時期)

第2条 すべて役員の選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

(選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上 30名以内
- (4) 監 事 2名

(資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、5名をもって構成する。

3 委員の選出は、理事会の推薦による。

4 委員の任期は、当該役員選挙年度の5月1日から次期役員選挙年度の4月30日までの3年間とする。

5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。

6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。

7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。

8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。

9 委員会は、投票数が決定したとき投票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

附 則

1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。

2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

附 則

この細則は、平成18年12月3日から一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事(以下「改選前理事」という。)の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

(選出の形態)

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

(選出の方法)

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

(投票の有効性)

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会(役員改選前年度の最初に開催される理事会)において郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事(10名)の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によって同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。

- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

(選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1. 期日の申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事(25名)による理事長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

(選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

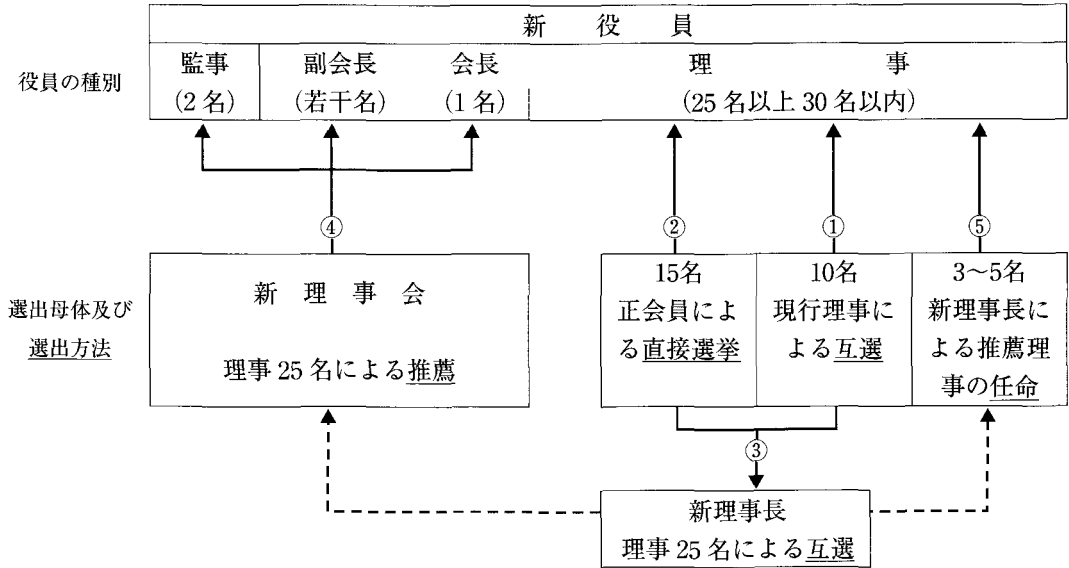
附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕図説中の①～⑤の数字は、新役員を選出される順序を示す。



《各役員選挙投票用紙》

〔改選前理事選出投票用紙〔a〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】(順位標記の10名連記)

1.	()
2.	()
3.	()
4.	()
5.	()
6.	()
7.	()
8.	()
9.	()
10.	()

〔新理事選出投票用紙〔b〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】(順位標記の5名連記)

()
()
()
()
()

〔会長、副会長、監事選出投票用紙〔c〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長(1名)、副会長(若干名)、監事(2名)の選出投票用紙【c】(無記名単記)

会長	()
副会長	()
監事	()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規程

昭和 46 年 3 月 21 日制定
 昭和 57 年 6 月 12 日改訂
 昭和 58 年 7 月 1 日改訂
 平成 元年 2 月 2 日改訂
 平成 8 年 4 月 1 日改訂
 平成 15 年 2 月 8 日改訂
 平成 20 年 11 月 29 日改訂
 平成 24 年 11 月 18 日改訂

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 著作権

- (1) 投稿された原稿の著作権は日本レジャー・レクリエーション学会に帰属する。
- (2) 日本レジャー・レクリエーション学会（以下、甲とする）は、個別の〔共〕著者（以下、乙とする）に対し、甲が著作権を有する著作物『レジャー・レクリエーション研究』のうち、乙の執筆になる論文等を以下の態様で利用すること（乙自身による利用、乙の所属する機関、ないし当該論文等の執筆に関わり乙に研究助成を行った団体による利用であって、かつ非営利の学術的目的の利用に限る。）を許諾する。
 - 1) 複製
 - 2) 自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）
 ただし、上記規定「2）」にかかわらず、甲は著作権を放棄するものではない。したがって、甲自身による自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）を妨げない。

3. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) **総説**とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) **原著**とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) **研究資料**とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 4) **実践研究**とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。

- 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
 - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり12ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同6ページ以内とする（1ページは2,016字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の1.5倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
 - (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学术论文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
 - (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

4. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー3部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。
 - 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
 - 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
 - 4) 提出先は、別途これを定める。
 - 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
 - 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

5. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

6. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規程の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

原稿提出先 (2014年4月～)

〒152-0031

東京都目黒区中根1-2-7-401

株式会社余暇問題研究所

(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)

山崎 律子 宛

TEL:03-5726-0732

「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成 15 年 2 月 8 日制定)

1. 原稿の作成

(1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。

- 1) 用紙は A4 判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
- 2) 書式は、和文の場合には 1 頁に 800 字詰め (25 字×32 行)、欧文の場合にはダブルスペース (30 行) とする。また、それぞれ左 40mm、右 80mm、上下 30mm 程度の余白を残すこと。
- 3) 欧文、数字、小数点、および斜線 (/) は半角文字を使用すること。
- 4) 句読点は、マル (。) およびテン (、) を使用すること。

(2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。

(3) 手書きで原稿を作成する場合には、400 字詰め原稿用紙 (20 字×20 行) を用いること。

2. 原稿の体裁

(1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文 (註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。

- 1) 標題頁には、①原稿の種類、および②タイトル (和文・英文の両方) を記入する。この頁に著者名や所属などは一切記入しない。
- 2) 抄録頁には、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録 (250 語程度) と和文抄録 (500 字以内) 添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
- 3) 本文頁には、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①本文の中央下に頁番号を記入する。

②本文の左側に、可能な限り、5 行おきに行番号を記入する。

③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。

④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。

⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1、2、…、(1)、(2)、…、1) 2) …、①、②…、とする。

⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位は SI 単位 (m、cm、mm、kg、g、mg など) とする。

⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、³⁾、^{2) 4) 8)}、⁵⁻⁷⁾ のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。

⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。

⑨謝辞、および付記 (研究費交付等) は本文の末尾におく。

⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註 1)、註 2) …というように番号順に一括して記載する。

⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) …と通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

<学術誌・雑誌の場合>

著者名、論文名、雑誌名 巻号：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 1] 西野仁・知念嘉史、ESM（経験標本抽出法）を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究 38：1-15、1998

[例 2] Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaenen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

<単著などの場合>

著者名、書名、発行社、発行地：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 3] ヨゼフ・ビーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例 4] Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1933

<共著書などの場合>

著者名、論文名、（編集者名、「書名」、発行社、発行地）、頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 5] 下村彰男：リゾート景観の保全と創造、（日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京）、217-227、1998

[例 6] Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Foerst tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission, (In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York), 183-199, 1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

- ①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。
- ②表は、表1、Table 2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。
- ③図は、図3、Fig. 4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。
- ④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大14cm、1段の場合は6.5cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。
- ⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にEL版以上の紙焼き写真を提出する。
- ⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。
- ⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 _____

受付番号 _____

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	郵便送付先 〒 _____					
	TEL _____		FAX _____			
	E-mail _____					
タイトル 全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論 その他（具体的に： _____)					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有 ・ 無
	標題	枚	枚	枚	カラー印刷	有 ・ 無
	抄録	枚	枚	枚		
	本文	枚	枚	枚	別刷り希望数	部
図	枚	枚	枚			
票	枚	枚	枚			
原稿の動き	A	B	C	初稿印刷		
著者 → 編集委員会				著者送付		
編集委員会 → 審査者				著者校正		
審査者 → 編集委員会				2校印刷		
判定				2校校正		
編集委員会 → 著者				3校印刷		

和文要旨
(貼り付け可)

原稿投稿時の
チェック
リスト

確認したら□にチェックしてください。

- 標題ページ 原稿の種類は記入してあるか
 タイトル (和・英) は記入してあるか
 著者名・所属は未記入であるか
 本文ページ 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか
 註の体裁は原稿作成要領に即しているか
 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか
 ページ番号 (本文中央下) を記入したか
 行番号を記入したか (本文左)
 母国語でない場合、文章校閲を受けたか
 見出し記号は原稿作成要領に即しているか
 図表挿入箇所の表示をしたか
 図 表 図1表点につき1枚の用紙が使用されているか
 図のタイトルは適切か
 表のタイトルは適切か

イタリック表記の部分は投稿者が記入すること。

「日本レジャー・レクリエーション学会賞」規程

平成 19 年 12 月 2 日制定

(目的)

第 1 条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本会」という。）は、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として日本レジャー・レクリエーション学会賞を設ける。

(日本レジャー・レクリエーション学会賞)

第 2 条 日本レジャー・レクリエーション学会賞（以下「本賞」という）は、次の 4 賞を設ける。

- (1) 学会賞
- (2) 研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-
- (3) 支援実践奨励賞
- (4) 貢献賞

(学会賞)

第 3 条 「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去 3 年度以内に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものに対して授与することができる。

(研究奨励賞-論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-)

第 4 条 「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門-」は、正会員である大学院生等の学生を対象に、その前年度（審査該当年度）に筆頭著者として発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」の論文の中から「研究奨励賞-論文部門-」を、また、学会大会において筆頭著者として発表された一般研究発表（口頭）の中から「研究奨励賞-一般発表部門-」を授与することができる。さらに、学会大会において学生（大学院生、大学生、短期大学生、専門学校生等）が筆頭著者として発表したポスター発表の中から「研究奨励賞-ポスター発表部門-」を授与することができる。

(支援実践奨励賞)

第 5 条 「支援実践奨励賞」は、正会員の優れたレジャー・レクリエーション支援実践に対して授与することができる。

(貢献賞)

第 6 条 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与することができる。

(表彰)

第 7 条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-」「支援実践奨励賞」「貢献賞」の各賞は学会大会において賞状を授与する。

(選考)

第 8 条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門-」「支援実践奨励賞」は、選考委員会におい

て審議し、理事会の議を経て総会に報告する。「研究奨励賞－ポスター発表部門－」は、選考委員会において審議し、会長、理事長の承認を得て総会に報告する。また「貢献賞」は理事会において審議、決定し、総会に報告する。

(選考委員会)

第9条 選考委員会の構成、委員選考の方法は別に定める。

(規程の改廃等)

第10条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月18日より一部改訂する。

附則 この規程は、平成25年11月10日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規

(選考委員会)

1. 本会に日本レジャー・レクリエーション学会賞選考委員会（以下「選考委員会」とする。）を設ける。
2. 選考委員会の委員は、理事会において推薦された候補者の中から5名以上～10名以内を会長が任命する。委員の任期は3年とする。
3. 選考委員会は、互選により委員長を選出する。
4. 選考委員会は、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「研究奨励賞－ポスター発表部門－」「支援実践奨励賞」について選考するものとする。なお、「貢献賞」については、理事会において選考するものとする。

(「学会賞」)

5. 「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去3年度以内に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、「レジャー・レクリエーション研究」以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者（ファースト・オーサー）のものに限る。

(「研究奨励賞－論文部門－」)

6. 「研究奨励賞－論文部門－」の対象は、その前年度（審査該当年度）に発行された「レジャー・レクリエーション研究」の掲載論文とする。

(「研究奨励賞－一般発表部門－」)

7. 「研究奨励賞－一般発表部門－」の対象は、その前年度（審査該当年度）の学会大会において発表された一般研究発表（口頭）とする。

(「研究奨励賞－ポスター発表部門－」)

8. 「研究奨励賞－ポスター発表部門－」の対象は、その年度の学会大会において発表されたポスター発表とする。

(「支援実践奨励賞」)

9. 「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。

(選考手順)

10. 会長及び理事は、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については各1篇を、「支援実践奨励賞」については1名を推薦することができる。
11. 本会正会員は、所属機関が異なる2名以上の連名により、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については各1篇を、「支援実践奨励賞」については1名を推薦することができる。
12. 「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「支援実践奨励賞」の推薦にあたっては、1篇あるいは1名につき1通の推薦書を添付して、毎年7月末日迄に封書にて事務局宛に

提出するものとする。

13. 推薦書については、下記の項目を記入することとし、未記入項目がある場合は無効とする。
 - (1) 推薦する該当賞の呼称
 - (2) 推薦書の提出期日
 - (3) 候補者（賞を受ける者）および所属機関
 - (4) 推薦者（直筆署名、捺印のこと）および所属機関。連名の場合は全員の分とする
 - (5) 推薦者の連絡先。連名の場合は代表者とする
 - (6) 「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については推薦する題目名：記載方法は『「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領』（平成15年2月8日制定の2－(1)－3)－⑫)を参考にすること
 - (7) 「支援実践奨励賞」については推薦する主な支援実践内容
 - (8) 推薦理由：400字程度
14. 推薦する際、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については現物あるいはコピー13部を添付するものとし、「支援実践奨励賞」については支援実践を証明する資料の現物あるいはコピー13部を添付するものとする。
15. 選考委員会は、推薦された「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「支援実践奨励賞」の候補について審議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。
16. 「研究奨励賞－ポスター発表部門－」については、日本レジャー・レクリエーション学会大会時に複数名の学会賞選考委員が採点者となり、次に定める採点方法に基づいた審査を行う。
 - (1) 5つの審査項目（研究内容、研究の独創性、研究の将来性、プレゼンテーション能力、キャッチ能力）で審査し、5点満点（5：秀逸、4：優秀、3：良好、2：可、1：不良、F：判定不能）で審査する。
 - (2) 審査員は、ポスター発表のコアタイム（質問時間）に審査対象となっているポスター発表を審査する。
 - (3) 1発表に対し、2名の審査員で評価する。
 - (4) 2名の審査員の合計値で上位2名を選出する。
 - (5) 1位を会長賞、2位を理事長賞とする。
 - (6) 同点者が出た場合は、理事長賞を同点者数分表彰する。
17. 選考委員会は、「研究奨励賞－ポスター発表部門－」の候補について審議し、会長、理事長の承認を経て総会に報告する。
18. 「貢献賞」については理事会において審議、決定し、総会に報告する。

（その他）

19. その他、本内規に定められていない事項に関しては、理事会において審議、決定し、総会に報告する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月18日より一部改訂する。

附則 この規程は、平成25年11月10日より一部改訂する。

学生会員に関わる規程

平成 23 年 11 月 20 日制定

本規程は学会会則第 3 章会員第 6 条 5 を受けて定めるものとする。

(学生会員の登録条件)

- 第 1 条 学生会員は、本会の会則第 1 章総則第 2 条の定める目的に賛同し、日本国の管轄省庁の認可により所在する大学院博士前期課程（修士課程）、大学学部、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、高等専門学校の満 18 歳以上の在学（校）生とする。
- 2 大学院博士後期課程（博士課程）、通信教育課程、科目履修生、大学研究生等の所属者はこれを認めない。

(学生会員の権限・制限)

- 第 2 条 学生会員の権限として、学会誌への投稿資格、学会大会への参加と発表（口頭発表、ポスター発表）申し込みの資格を有する。
- 2 本会が発行する学会誌の配布。
 - 3 本会が運営するホームページの登録（ユーザー ID と仮パスワードの発行）。
 - 4 学生会員の制限として、役員の選挙権（含、被選挙権）、総会での発言権、総会議事録署名人、学会賞推薦者（連名を含む）の資格は認めない。

(入会)

- 第 3 条 本会の学生会員になろうとするものは、次の手続きをとり、理事会（含、常任理事会）の承認を得た者とする。
- 2 学生会員としての入会申込書を事務局に提出する。入会金は学会会則第 7 章会計第 20 条 1 の規程により免除する。
 - 3 2 に在学（校）証明書を添付し提出する。

(登録期間)

- 第 4 条 学生会員の資格（登録期間）は 1 年間とし、その当該年度末までとする。なお、継続することもできる。
- 2 継続手続は、在学（校）証明書を添付して継続届を事務局に提出する。

(会費)

- 第 5 条 学生会員は、年会費を納める。
- 2 年会費は学会会則第 7 章会計第 20 条 5 が定める年度額として正会員の半額とする。
 - 3 会計年度は学会会則第 7 章会計第 21 条による。

(大会参加費等)

- 第 6 条 学生会員の大会参加費は、会場受付時に第 1 条の定める身分を証明する学生証を提示することで無料とする。但し、学生証の提示がない場合は正会員の半額を納めることとする。
- 2 地域研究に参加する学生会員は、その参加費を納めるものとする。

(退会)

- 第7条 学会会則第7章会計第21条の定める期間を以ってなされる。
- 2 学生会員の登録期間内において、退会届の提出があった場合には退会を認める。
 - 3 学会会則第3章会員第8条に抵触した場合には、理事会（含、常任理事会）の審議を経て退会措置を講ずる。

(申請受付の取消)

- 第8条 学生会員の入会申込書あるいは学生会員の継続届を提出後、定められた期間内に年会費の支払手続が確認できない場合は、事務局において申込受付の取消を行なう。

附 則

1. 本規程は平成23年11月20日より施行する。

**「レジャー・レクリエーション研究」
投稿募集**

**研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。**

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

投稿は、常時受け付けておりますが、審査を要するジャンルの原稿の場合には審査期間、発刊時期等を見計らって、投稿してください。積極的な投稿をお待ちしております。

投稿論文送付先（2014年4月～）

〒152-0031 東京都目黒区中根1-2-7-401

株式会社余暇問題研究所

（日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会）

山崎 律子 宛

TEL：03-5726-0732

日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島2-579-15
早稲田大学 人間科学学術院
前橋 明 研究室 内
日本レジャー・レクリエーション学会事務局
電話 (04) 2947-6902
郵便振替 00150-3-602353
口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」

日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

◎**学会大会の開催**……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。

◎**研究集会の開催**……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会を作っております。

◎**学会ニュースの発行**……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。

◎**「レジャー・レクリエーション研究」の発行**……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。

◎**研究・調査資料の発行**……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。

◎**受委託研究の実施**……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究を進める体制ができております。

◎**情報交換**……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報をとりかわす機会をつくっております。

◎**共同研究**……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

編集委員会

委員長	山崎	律子	(余暇問題研究所)
副委員長	下嶋	聖	(東京農業大学)
委員	坂口	正治	(東洋大学)
委員	上野	幸	(余暇問題研究所)
委員	土屋	薫	(江戸川大学)
委員	廣田	治久	(余暇問題研究所)

Editorial Committee

chief editor Ritsuko YAMAZAKI
JILSE

vice chief editor Hijiri SHIMOJIMA
Tokyo University of Agriculture

editor Masaharu SAKAGUCHI
Toyo University

editor Yuki UENO
JILSE

editor Kaoru TSUCHIYA
Edogawa University

editor Haruhisa HIROTA
JILSE

レジャー・レクリエーション研究 第78号
Journal of Leisure and Recreation Studies No.78

平成28年3月23日 印刷

平成28年3月31日 発行

発行者 鈴木秀雄

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会
〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島 2-579-15
早稲田大学 人間科学学術院
前橋 明 研究室 内

TEL & FAX (04) 2947-6902

印刷所 前田印刷株式会社筑波支店

〒305-0836 茨城県つくば市山中152-4

TEL (029) 875-6696

JOURNAL
of
Leisure and Recreation Studies

No. 78

Editorial

Consideration of Recreology and Recreationist

Hideo Suzuki, Ph.D. 3

45th JSLRS Congress

shall seek to leisure and recreation, what is required

- from the point of view of welfare, education and community activities

Takashi Tsukiyama 7

Potential for Vitalization of Local Communities through Leisure and Recreation Services

Tadaaki Wakui 19

Shininchi Nagata, Minori Takarada, Hiroko Murray and Ichiki Odahara

Regulation of JSLRS

Information of JSLRS

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Mar. 2016